

半 期 報 告 書

(第112期中) 自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日

富士フイルムホールディングス株式会社

(269001)

第112期中（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成19年12月25日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

富士フィルムホールディングス株式会社

目 次

頁

第112期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【業績等の概要】	6
2 【生産、受注及び販売の状況】	9
3 【対処すべき課題】	10
4 【経営上の重要な契約等】	12
5 【研究開発活動】	13
第3 【設備の状況】	14
1 【主要な設備の状況】	14
2 【設備の新設、除却等の計画】	14
第4 【提出会社の状況】	15
1 【株式等の状況】	15
2 【株価の推移】	31
3 【役員の状況】	31
第5 【経理の状況】	32
1 【中間連結財務諸表等】	33
2 【中間財務諸表等】	59
第6 【提出会社の参考情報】	81
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	82

中間監査報告書

前中間連結会計期間	83
当中間連結会計期間	85
前中間会計期間	87
当中間会計期間	89

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月25日

【中間会計期間】 第112期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 富士フイルムホールディングス株式会社

【英訳名】 FUJIFILM Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 古 森 重 隆

【本店の所在の場所】 東京都港区西麻布二丁目26番30号
(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 03(6271)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部 副部長 河 村 利 光

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂九丁目7番3号

【電話番号】 03(6271)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部 副部長 河 村 利 光

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第110期中	第111期中	第112期中	第110期	第111期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	1,303,580	1,352,036	1,408,074	2,667,495	2,782,526
税引前利益 (百万円)	63,556	56,630	114,767	79,615	103,264
中間(当期)純利益 (百万円)	33,114	23,802	64,647	37,016	34,446
純資産額 (百万円)	1,901,229	1,983,002	2,024,090	1,963,497	1,976,508
総資産額 (百万円)	3,006,281	3,215,801	3,346,960	3,027,491	3,319,102
1株当たり純資産額 (円)	3,733.09	3,887.73	3,960.24	3,848.32	3,867.04
1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	65.02	46.65	126.48	72.65	67.46
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	65.02	44.51	118.78	72.65	65.04
自己資本比率 (%)	63.2	61.7	60.5	64.9	59.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	107,602	115,713	151,034	272,558	297,276
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△100,826	△173,905	△113,641	△272,129	△298,001
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△35,483	171,907	△27,221	△80,309	158,287
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (百万円)	264,172	336,210	394,498	218,598	384,719
従業員数 [外、平均臨時雇用人員] (名)	76,430 [10,525]	78,411 [10,808]	77,555 [8,498]	75,845 [10,713]	76,358 [10,281]

(注) 1 当社の連結財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成しております。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、財務会計基準書第128号「1株当たり利益」に基づき、「希薄化後1株当たり純利益」を記載しております。なお、第111期中に転換社債型新株予約権付社債を発行したことにより、第110期中及び第110期についても潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益を記載しております。

4 [] 内に臨時従業員の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第110期中	第111期中	第112期中	第110期	第111期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	354,508	377,396	5,286	748,255	384,644
経常利益 (百万円)	33,090	55,143	4,613	84,126	63,575
中間(当期)純利益 (百万円)	22,521	29,579	4,805	43,367	38,390
資本金 (百万円)	40,363	40,363	40,363	40,363	40,363
発行済株式総数 (株)	514,625,728	514,625,728	514,625,728	514,625,728	514,625,728
純資産額 (百万円)	1,567,029	1,618,847	1,585,066	1,605,810	1,586,939
総資産額 (百万円)	1,795,505	2,033,822	1,813,214	1,868,397	1,815,292
1株当たり純資産額 (円)	3,076.44	3,173.52	3,100.10	3,146.80	3,104.58
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	44.21	57.97	9.40	84.90	75.17
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	55.03	9.40	—	72.21
1株当たり配当額 (円)	12.50	12.50	17.50	25.00	25.00
自己資本比率 (%)	87.3	79.6	87.4	85.9	87.4
従業員数 [外、平均臨時雇用人員] (名)	9,144 [1,126]	8,424 [959]	108 [—]	9,163 [1,095]	77 [480]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第110期中及び第110期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3 [] 内に臨時従業員の平均人員を外数で記載しております

4 第111期において持株会社へ移行したため、業績等の項目については第111期中以前と比較して大きく変動しております。

2 【事業の内容】

当社は、米国会計基準によって連結財務諸表を作成しており、「関係会社」の定義は米国会計基準に基づいて開示しております。第2「事業の状況」第3「設備の状況」においても同様であります。

当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)は、「わたしたちは、先進・独自の技術をもって、最高品質の商品やサービスを提供する事により、社会の文化・科学・技術・産業の発展、健康増進、環境保持に貢献し、人々のクオリティ オブ ライフのさらなる向上に寄与します」との企業理念の下、イメージング ソリューション、インフォメーション ソリューション、ドキュメント ソリューションを提供し、社会とお客様に信頼されるグローバル企業を目指しております。

当中間連結会計期間において、各事業部門に係る主な事業内容の変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間における、重要な関係会社の異動は次のとおりであります。

- (1) 富士フイルムメディカル㈱(連結子会社)は、平成19年4月1日に富士フイルムメディカル西日本㈱(連結子会社)を吸収合併いたしました。
- (2) 富士ゼロックス㈱(連結子会社)は、平成19年4月1日に富士ゼロックスプリンティングシステムズ㈱(連結子会社)を吸収合併いたしました。
- (3) ㈱第一ラジオアイソトープ研究所(連結子会社)は、平成19年4月1日に富士フイルムRIファーマ㈱に商号変更いたしました。
- (4) 富士ゼロックスゼネラルビジネス㈱(連結子会社)は、平成19年7月1日に㈱富士フイルム保険サービス(連結子会社)を吸収合併し、富士フイルムビジネスエキスパート㈱(連結子会社)に商号変更いたしました。
- (5) 富士ゼロックスオフィスサプライ㈱(連結子会社)は、平成19年9月30日付で解散いたしました。なお、清算結了は平成20年3月を予定しております。

4 【従業員の状況】

(1) 事業の種類別セグメントにおける従業員数

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
イメージング ソリューション	12,905 [2,842]
インフォメーション ソリューション	23,824 [2,073]
ドキュメント ソリューション	40,489 [3,499]
全社(共通)	337 [84]
合計	77,555 [8,498]

(注) 従業員は就業人員であり、臨時従業員は [] 内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の従業員の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(名)	108
---------	-----

(注) 従業員は就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

我が国経済は、企業収益の改善を背景とした設備投資の増加や雇用情勢の改善に伴う個人消費の持ち直しに伴って景気は回復基調を示しております。海外においては、アジアでは中国を中心に景気の拡大が続いております。一方、米国では住宅建設の減少等により、景気回復は緩やかなものとなっており、先行きについては金融資本市場の変動などにより不透明感が見られます。欧州経済は、設備投資が増加するなど、企業部門を中心に景気回復が進んでおります。

このような状況下、当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社。以下、本項では「当社グループ」と記述します。）は、イメージング、インフォメーション及びドキュメントの各分野において、デジタル・ネットワーク技術を活用したトータルソリューションの提供など、積極的な事業展開を図っております。具体的には、デジカメプリント需要拡大に向けた強力なキャンペーンの展開、当社グループの独自技術を搭載した高画質・高感度デジタルカメラの拡販、需要が堅調なフラットパネルディスプレイ材料や印刷版材CTPプレートの生産能力増強、極細径化によって鼻からの挿入を可能にした内視鏡の普及促進、ネットワーク機能を充実させたオフィス向けデジタルカラー複合機の拡販などに努めました。

当中間連結会計期間の連結売上高は、デジタル医療画像関連製品を中心に販売が増加したメディカルシステム事業、需要拡大に伴い生産能力の増強を進めているフラットパネルディスプレイ材料事業をはじめとしたインフォメーションソリューション部門が好調に推移しました。また、ドキュメントソリューション部門も海外を中心にカラーデジタル複合機の売上が堅調に推移しました。さらに為替レートが対米ドル・ユーロとも対前年同期で円安に進行した影響もあり、1,408,074百万円（前年同期比4.1%増）となりました。営業利益については、引き続きアルミや銀などの主要原材料価格が高水準で推移し、また、第2四半期より有形固定資産の減価償却方法を見直したことに伴い減価償却費が増加しましたが、各事業分野における販売数量の増加や為替レートの円安効果に加え、前年度まで集中的に実施した構造改革による固定費の削減効果などが寄与し、108,662百万円（前年同期比114.0%増）と大幅増益を達成しました。なお、売上高・営業利益共に、中間期としては過去最高の実績となりました。税引前利益は114,767百万円（前年同期比102.7%増）、中間純利益は64,647百万円（前年同期比171.6%増）となり、ともに大幅増益となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

① イメージング ソリューション部門

カラーペーパーについては、主要国での市場シェアアップに加え、デジタルカメラのみならずカメラ付き携帯電話からのお店プリント需要獲得に向けた販促活動を強化した効果もあり、売上が増加しました。また、三菱製紙(株)と写真分野で事業提携を行い、その一環として写真用印画紙生産に要する原紙の一部について供給を受けることを決定するなど、効率的で安定的な生産体制の構築を進めてまいります。カラーフィルムについては、市場の縮小が続いており、売上は減少しましたが、競合他社の市場撤退を捉えた販売促進が奏功し、当社グループの市場シェアは上昇しました。電子映像事業分野では、デジタルカメラ市場は堅調に推移しましたが、一方で競合他社との厳しいスペック競争が続きました。当社グループは、進化した顔キレナビ搭載のコンパクトデジタルカメラ「FinePix F50fd」、高機能スリムデジタルカメラ「FinePix Z100fd」、ロングズームデジタルカメラ「FinePix S8000fd」を平成19年8月以降、相次いで発売し、海外で好調な「FinePix Z10fd」とあわせて他社との差別化を図り、販売台数を伸ばしました。フォトフィニッシング機器については、大手取引先への導入が一巡したことにより販売が減少しておりますが、平成19年7月にはノーリツ鋼機(株)との間でフォトフィニッシング機器の国内メンテナンス会社を統合した新会社N&Fテクノサービス(株)を設立し、より効率的なメンテナンスサポート体制の構築を推進しております。

本部門の連結売上高は、291,769百万円（前年同期比5.0%減）、営業利益は10,016百万円（前年同期は営業損失18,507百万円）となりました。

② インフォメーション ソリューション部門

メディカルシステム・ライフサイエンス事業では、海外を中心にFCR、ドライフィルムなどの機器並びに材料の販売が好調に推移しました。また医療機関のIT化が着実に進展する中、医用画像情報ネットワークシステム「SYNAPSE」の販売も拡大しています。内視鏡では、日本及びアジア市場における経鼻内視鏡の販売増、欧米市場における代理店網強化の効果などによって売上が増加しました。グラフィックシステム事業では、CTP化の進展に対応した当社グループ生産能力の拡大などが、当事業の売上増に寄与しました。また、100%子会社である英国FUJIFILM Sericol社が製造する耐候性に優れたUVインク・溶剤インクに対応する業務用インクジェットプリンターの販売を平成19年4月より北米市場にて開始しております。フラットパネルディスプレイ材料事業では、液晶ディスプレイ市場での旺盛な需要に支えられ主力製品である「フジタック」「WVフィルム」の売上が伸長しました。また平成19年8月には富士フィルム九州(株)第二工場で「フジタック」生産ラインが稼働開始し、順調に立ち上がっております。記録メディア事業では、ハイエンドのエンタープライズ分野で、IBM社「3592」用データカートリッジの販売が好調に推移しましたが、ミッドレンジ系データストレージ分野では、主力製品である「LTO Ultrium[※]」の厳しい価格競争による影響が大きく、やや低調に推移しました。情報・産業機材事業では、光学デバイス分野で、カメラ付き携帯電話の高画素化、高付加価値化ニーズが高まる中、小型・軽量・高画質でオートフォーカス化・ズーム化に対応した当社グループのレンズユニットが市場で高く評価され、売上が大幅に拡大しております。

本部門の連結売上高は、542,593百万円（前年同期比11.8%増）、営業利益は66,025百万円（前年同期比88.2%増）となりました。

※ Linear Tape-Open、LTO、LTOロゴ、Ultrium、UltriumロゴはHewlett-Packard社、IBM社及びQuantum社の米国及びその他の国の登録商標です。

③ ドキュメント ソリューション部門

オフィスプロダクト事業では、国内においては、基幹系業務システムとの連携とセキュリティ機能の強化に対応した中高速カラー複合機「ApeosPort-II C7500/C6500/C5400」及び増大する低価格・高付加価値ニーズに対応したカラー複合機「DocuCentre C2100」の販売が増加しました。海外においても、アジア・中国地域でカラー機の販売が大幅に増加すると共に、欧米向け輸出では複合機出荷の継続的な増加に伴い、消耗品の売上も増加しました。オフィスプリンター事業では、低価格、省スペース、省エネ設計A3対応カラーレーザープリンター「DocuPrint C3050」などを中心に、自社ブランド商品の販売が増加しました。しかしながら、国内及び欧米向け輸出のOEM供給品については、供給先の販売が総じて低調に推移した影響を受け、売上が減少しました。プロダクションサービス事業では、国内においては、デジタル印刷市場向けのオンデマンド・パブリッシングシステムの販売がやや低調に推移したものの、海外においては、欧米向け輸出で、カラーエントリーモデルの「DocuColor 5000 Digital Press」が好調に出荷台数を伸ばしました。また、アジア・中国地域においては、カラーエントリーモデルに加え、モノクロで高速・高精細の中規模システム「DocuCentre f1100 GA」の販売台数が増加しました。グローバルサービス事業では、お客様の業務プロセスの改善に向けたコンサルティングやドキュメント管理業務全般の運用などを行うドキュメントアウトソーシングビジネスが国内外ともに引き続き伸長しました。また、企業における内部統制システムの強化ニーズが増大する中、内部統制アドバイザリーセンターを開設し「Apeos PEMaster」の導入企業を対象に内部統制プロジェクトの推進を支援するサービスの提供を開始するなど、サービス事業の拡大を進めております。

本部門の連結売上高は、573,712百万円（前年同期比2.5%増）、営業利益は34,596百万円（前年同期比1.4%増）となりました。

事業の所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

① 日本

メディカルシステム事業の販売が好調に推移したものの、デジタルカメラの売上が減少したこと等により、連結売上高は808,244百万円（前年同期比0.8%減）となりました。一方、前年度までに集中的に実施した構造改革による固定費の削減効果等が寄与し、営業利益は73,248百万円（前年同期比41.5%増）となりました。

② 米州

グラフィックシステム事業及びメディカルシステム事業の販売が好調に推移したことに加えて、デジタルカメラの売上増、為替レートが米ドルに対して円安に進行したこと及び前年度までに集中的に実施した構造改革による固定費の削減効果等により、連結売上高は253,599百万円（前年同期比7.4%増）、営業利益は691百万円（前年同期は営業損失11,225百万円）となりました。

③ 欧州

グラフィックシステム事業の販売が好調に推移したことに加えて、デジタルカメラの売上増、為替レートがユーロ、英ポンドに対して円安に進行したこと及び前年度までに集中的に実施した構造改革による固定費の削減効果等により、連結売上高は174,726百万円（前年同期比3.9%増）、営業利益は8,498百万円（前年同期は営業損失3,759百万円）となりました。

④ アジア及びその他

デジタルカラー複合機やフラットパネルディスプレイ材料の販売が好調に推移したこと等により、連結売上高は171,505百万円（前年同期比28.7%増）、営業利益は27,148百万円（前年同期比45.2%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」と記述します。）は、前連結会計年度末より9,779百万円増加し、当中間連結会計期間末におきましては394,498百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は151,034百万円となり、前中間連結会計期間と比較して35,321百万円（30.5%）増加しておりますが、これは中間純利益が増加したこと等によります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動に使用した資金は113,641百万円となり、前中間連結会計期間と比較して60,264百万円（34.7%）支出が減少しておりますが、これは有価証券・投資有価証券等の購入が減少したこと、及び事業買収に伴う支出がなかったこと等によります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は27,221百万円となり、前中間連結会計期間と比較して199,128百万円（前年同期は171,907百万円の収入）収入が減少しておりますが、これは長期債務による調達額が減少したこと等によります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの生産・販売品目は多種多様であり、同種の製品であっても、その容量・構造・形式等は必ずしも一様ではなく、また、受注生産形態は基本的にとっておらず、事業の種類別セグメント毎に生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことは行っておりません。

販売の状況につきましては、「1 業績等の概要」の記載に含めております。

3 【対処すべき課題】

(1) 当面の対処すべき課題の内容

当社グループを取り巻く事業環境が想定を上回るスピードで変化したことを受け、平成18年4月、中期経営計画VISION75で掲げた「新たな成長戦略の構築」「経営全般にわたる徹底的な構造改革」「連結経営の強化」の三つを引き続き基本戦略とし、新たな中期経営計画VISION75（2006）を策定いたしました。これまでのところ中期経営計画に沿ってほぼ順調進展しておりますが、VISION75（2006）の戦略をさらに強力に推し進め、今後の成長をより確実なものにし、「第二の創業」を成し遂げていくことを目指し、平成19年4月中期経営計画VISION75（2007）として見直いたしました。

VISION75（2007）においては、以下の2点を重点的に推進しております。

- ①「成長戦略のさらなる推進」のために、重点事業分野への投資を強化する。
- ②「強靱な企業体質の実現」のために、「スリム&ストロング活動」を推進し、グループ全体を対象としたコスト改革による製造原価や販売費及び一般管理費の低減、研究開発費の効率使用、シェアードサービスの具体化による間接部門の共有化・効率化・機能強化などを迅速果断に進める。

(2) 会社の支配に関する基本方針について

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

株主の皆様から経営を負託された当社取締役会は、その負託にお応えすべく、平素から当社の財務及び事業の方針を決定するにあたり、中長期的な視点に基づく持続的な成長を通じて、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を図ることがその責務であると考えております。

他方、当社の財務及び事業の方針の決定に関する支配権の交代を意図する者（以下「買収提案者」といいます。）が出現した場合には、そのような者を受け入れるか否かの最終的な判断は、株主の皆様にご委ねされるべきものと考えております。しかしながら、買収提案者の行う提案が当社の企業価値を最大限に反映しているものか否かを適切に判断することは必ずしも容易ではありません。したがって、当社取締役会は、買収提案者の提案について、その提案がなされた時点における株主の皆様が十分な情報と相当な検討期間に基づいた適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）が行えるように、必要な情報の提供と相当な検討期間を確保するための合理的なルールを予め策定し、これによって、株主の皆様が当社の企業価値の最大化された利益を享受できるようにすることが、当社取締役会の責務と考えております。もとより、かかるルールは、取締役が自己の保身を図るなど、当社取締役会による恣意的判断の入る余地のない公正で透明性の高いものでなければならないと考えております。

② 基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記基本方針の実現のために、前記「(1) 当面の対処すべき課題の内容」に記載の中期経営計画VISION75に基づく諸施策に取組み、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

i) 株式の大量買付けに関する適正ルール（「株主意思確認型」買収防衛策）導入の目的

上記のとおり、当社は、当社に対する買収提案を受け入れるか否かの最終的な判断は、株主の皆様が委ねられるべきものであると考えています。その場合に、株主の皆様がインフォームド・ジャッジメントを行えるようにするための適正ルールの導入が必要であると考え、当社は、平成19年3月30日開催の取締役会において、買収提案者が具体的買付行為を行う前に経るべき手続きを明確かつ具体的に示した「株式の大量買付けに関する適正ルール（「株主意思確認型」買収防衛策）」（以下「本ルール」といいます。）の導入を決定いたしました。本ルールは、代替案の検討を含め、当社取締役会が買収提案を検討するために必要な情報と相当な期間を確保することにより、買収提案が行われた時点における株主の皆様が、その買収提案に関しインフォームド・ジャッジメントを行えるようにすること、かつ、当該判断が公正で透明性の高い手続きに基づき行えるようにすることを目的としております。

ii) 本ルールの概要

当社の株券等を15%以上取得しようとする者（買収提案者）が本ルールに定める要件（必要情報の提出と検討期間の待機）を遵守するときは、当社は、対抗措置である新株予約権の無償割当ての可否につき、その時点における株主の皆様の最終判断を求めるため、株主意思の確認手続きを行います。

当社取締役会が、当該買収提案につき、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合は、株主意思の確認手続きに進むことはありません。対抗措置である新株予約権の無償割当ての実施は、株主意思の確認手続きの結果、新株予約権の無償割当てに関し株主の皆様の賛同があった場合、又は本ルールに基づく手続きが遵守されない場合に限られます。

iii) 本ルールの有効期間

本ルールの有効期間は施行日（平成19年3月30日）から3年間とし、その更新については当社の社外取締役及び社外監査役の意見を尊重したうえで、取締役会の決議をもって行います。

iv) 株主の皆様への影響

・ 本ルール導入時に株主の皆様にご与える影響

本ルールの導入時点においては、新株予約権の無償割当ては行われませんので、株主の皆様の権利に直接具体的な影響が生じることはありません。

・ 新株予約権の無償割当てにより株主の皆様にご与える影響等

当社取締役会が新株予約権の無償割当ての決議において設定する割当期日の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式1株につき当社取締役会が別途定める新株予約権割当個数をもって新株予約権が無償で割り当てられます。仮に、新株予約権を保有する株主の方が、権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金額（発行される当社普通株式1株当たり1円）の払込みその他新株予約権の行使に係る手続きを経なければ（当社が新株予約権の取得の手続きを取り、新株予約権の取得の対価として新株予約権を保有する株主に当社の普通株式等を交付する場合を除きます。）、他の株主の方による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

- ④ 前記②及び③の取組みが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

i) 前記②の取組みについて

前記②の取組みが、上記の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、また取締役の地位の維持を目的とするものではないことは、中期経営計画VISION75に基づく諸施策の内容から明らかであると考えます。

ii) 前記③の取組みについて

買収提案を受け入れるか否かの最終的な判断は、公正で透明性の高い株主意思の確認手続きを通じて、買収提案が行われた時点における株主の皆様へ委ねるべきとの基本方針に沿って本ルールは設計されており、株主共同の利益を最大限に尊重するものといえます。加えて、本ルールは、当社取締役会が企業価値及び株主共同の利益の最大化のために代替案を検討しうる機会を確保するとともに、株主の皆様へインフォームド・ジャッジメントの機会を確保する仕組みになっております。

買収提案がなされた場合の本ルールに基づくこれらの手続きは、事前に客観的かつ具体的に定められており、極めて透明性の高い制度設計となっています。更に、本ルールは、当社取締役会の恣意的判断で株主意思の確認手続きを阻止したり、手続きの進行を遅延させたりできないような仕組みとなっており、取締役が自己の地位を維持することを目的として買収防衛策を発動することができないように設計されております。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

5 【研究開発活動】

ITの急速な発達は、生活や仕事における環境・システムを多様化させ、ユーザーニーズの大きな変化をもたらしております。そのような中であって画像情報は、デジタルカメラによる撮影、パソコン等による加工・保存、インターネットやEメールによるコミュニケーション等、活用範囲や利用方法が急速に拡大しています。当社グループは、イメージング、インフォメーション、ドキュメントの各分野で、ユーザーニーズにマッチした新しいソリューションを提供できるよう、写真フィルム分野において培ってきた当社グループ独自の技術・ノウハウの更なる発展・活用を図るとともに、デジタル化・ネットワーク化に対応した新技術の研究開発についても積極的に取り組んでおります。当中間連結会計期間における研究開発費の総額は、90,773百万円（前年同期比0.2%増）となり、その額は売上高比6.4%となりました。

当中間連結会計期間の主な研究開発の成果は次のとおりであります。

（イメージング ソリューション部門）

デジタルカメラでは、当社グループの特長として市場に浸透しております「高感度・高画質」に加え、顔検出機能を搭載した製品の開発に取り組んでおります。これまでも好評の顔検出機能「顔キレイナビ」を大幅に進化させ、「横顔」や「斜め顔」も瞬時に見つけることができ、「手ブレ補正機能（CCDシフト式）」を搭載した「FinePix F50fd」を開発しました。

本部門の研究開発費は、9,542百万円となりました。

（インフォメーション ソリューション部門）

フラットパネルディスプレイ材料製品では、引き続き需要拡大が見込まれるため、圧倒的なシェアを誇る「フジタック」「WVフィルム」のデファクト・スタンダードの地位をさらに強化しつつ、より高機能で様々なニーズに応じた製品を開発し市場に供給しております。

メディカルシステム事業では当社グループの画像処理装置及び高画質デジタル画像処理ソフトウェア「Image Intelligence™」と株式会社津製作所の直接変換方式フラットパネルディテクタ・X線装置を相互に供給しあうことにより、高感度・高画質・高速画像表示などの優れた特長を持つ新世代医療用デジタルX線画像診断装置を開発しました。ライフサイエンス事業では、エイジングケアを目的としたスキンケアシリーズ「ASTALIFT（アスタリフト）」及び機能性食品として、生活習慣を改善したい人の健康をサポートするマルチサプリメント「メタバリア」「オキシバリア」を発売しました。当社グループは「人々が心身ともに健やかに暮らしていける社会づくり」を目指して、研究を重ねてまいりました。これらのコアテクノロジーにより、今後、機能性化粧品、機能性食品のみならず、先進医療などの領域でも事業を拡大し、人々のクオリティ オブ ライフの向上に貢献してまいります。

本部門の研究開発費は、40,670百万円となりました。

（ドキュメント ソリューション部門）

ドキュメントを媒体とした知識の共有化・コラボレーションを促進し、オフィス業務の生産性を高めるオフィスサービス事業推進のための研究開発を進めております。内部統制・日本版SOX法への対応ニーズの高まりに対応し、当社グループで開発した紙文書と電子文書を一括して管理することができるソフトウェア/サービスへの関心は継続して高まっており、ドキュメント・ハンドリング・ソフトウェア「DocuWorks」の国内累計出荷数が200万ライセンスを突破しました。また、複合機・プリンターなど、事務機器の安全性評価体制の構築も推進しております。平成18年度に設立した国際認証センターは平成19年4月にベルギー経済省国際試験認定(BELAC)からの認証を追加取得し、国内で初めて情報機器の安全関連評価テスト全てを一箇所で実施することができるBELAC NBN EN ISO/IEC 17025認証施設となりました。

本部門の研究開発費は、40,561百万円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設・除却等について、重要な変更はありません。

また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	800,000,000
計	800,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月25日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	514,625,728	514,625,728	東京・大阪・名古屋の各 証券取引所(市場第一部)	—
計	514,625,728	514,625,728	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

①当社は、ストックオプション制度を採用しております。会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

a. 富士フィルムホールディングス株式会社第1ノ1回新株予約権

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月27日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	780個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	78,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年9月4日～ 平成30年9月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,905円 資本組入額 2,453円 (注) 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社及び富士フィルム株式会社の取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円については当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されています。

(注) 2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」と記述します。）は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合（但し、下記(注)3に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

①新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フィルム株式会社の取締役の地位のいずれも喪失した場合

当該地位喪失日の翌日から7年間

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認又は決定日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合など付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
- ①新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。
 - ②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合（但し、上記に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
 - i) 新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フイルム株式会社の取締役の地位のいずれも喪失した場合
当該地位喪失日の翌日から7年間
 - ii) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認又は決定日の翌日から15日間
 - ③新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

b. 富士フイルムホールディングス株式会社第1ノ2回新株予約権

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月27日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	1,376個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	137,600株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年9月4日～ 平成30年9月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,905円 資本組入額 2,453円 (注) 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役及び執行役員、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員及びフェローに対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円については当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されています。

(注) 2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」と記述します。)は、平成19年度決算において当社業績目標である連結営業利益2,000億円以上を達成しない場合は新株予約権を行使することができないものとします。
- (2) 新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。
- (3) 上記(2)に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合(但し、下記(注)3に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。但し、以下に定める事由の発生時点で、上記(1)に定める条件の達成が確定していない場合、当該条件の確定をその行使の条件とするものとします。
 - ①新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フイルム株式会社の取締役、執行役員又はフェローのいずれの地位をも喪失した場合
当該地位喪失日の翌日から7年間
 - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認又は決定日の翌日から15日間
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限りです。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合など付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
- ①新株予約権者は、平成19年度決算において当社業績目標である連結営業利益2,000億円以上を達成しない場合は新株予約権を行使することができないものとします。
 - ②新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。
 - ③上記②に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合（但し、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。但し、以下に定める事由の発生時点で、上記①に定める条件の達成が確定していない場合、当該条件の確定をその行使の条件とするものとします。
 - i)新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フィルム株式会社の取締役、執行役員又はフェローのいずれの地位をも喪失した場合
当該地位喪失日の翌日から7年間
 - ii)当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認又は決定日の翌日から15日間
 - ④新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

c. 富士フイルムホールディングス株式会社第1ノ3回新株予約権

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月27日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数	1,706個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	170,600株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり4,976円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月28日～ 平成29年7月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,976円 資本組入額 2,488円 (注) 1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注) 2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」と記述します。）に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。
新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。当該調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用します。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行うなど付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。更に、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。
- ※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
- 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
- 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

②旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

転換社債型新株予約権付社債（平成18年4月5日発行）

新株予約権付社債の名称		中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
富士写真フイルム株式会社2011年満期A号 ユーロ円建転換社債型 新株予約権付社債	新株予約権の数	50,000個	同左
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
	新株予約権の目的となる株式の数	(注) 1	同左
	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり 1,000,000円	同左
	新株予約権の行使期間	平成18年4月5日～ 平成23年3月28日 (ロンドン時間) (注) 2	同左
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,291円 資本組入額 2,646円 (注) 1	同左
	新株予約権の行使の条件	一部行使はできない	同左
	新株予約権の譲渡に関する事項	本社債からの分離譲渡はできない	同左
	代用払込みに関する事項	新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとする。	同左
	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—
新株予約権付社債の残高	50,435百万円	50,483百万円	

新株予約権付社債の名称		中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
富士写真フイルム株式会社2011年満期B号 ユーロ円建転換社債型 新株予約権付社債	新株予約権の数	50,000個	同左
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
	新株予約権の目的となる株式の数	(注) 1	同左
	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり 1,000,000円	同左
	新株予約権の行使期間	平成18年4月5日～ 平成23年3月28日 (ロンドン時間) (注) 2	同左
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,291円 資本組入額 2,646円 (注) 1	同左
	新株予約権の行使の条件	一部行使はできない	同左
	新株予約権の譲渡に関する事項	本社債からの分離譲渡はできない	同左
	代用払込みに関する事項	新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとする。	同左
	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—
	新株予約権付社債の残高	50,780百万円	50,866百万円

新株予約権付社債の名称		中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
富士写真フイルム株式会社2013年満期A号 ユーロ円建転換社債型 新株予約権付社債	新株予約権の数	50,000個	同左
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
	新株予約権の目的となる株式の数	(注) 1	同左
	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり 1,000,000円	同左
	新株予約権の行使期間	平成18年4月5日～ 平成25年3月28日 (ロンドン時間) (注) 2	同左
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,901円 資本組入額 2,451円 (注) 1	同左
	新株予約権の行使の条件	一部行使はできない	同左
	新株予約権の譲渡に関する事項	本社債からの分離譲渡はできない	同左
	代用払込みに関する事項	新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとする。	同左
	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—
	新株予約権付社債の残高	50,396百万円	50,440百万円

新株予約権付社債の名称		中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
富士写真フイルム株式会社2013年満期B号 ユーロ円建転換社債型 新株予約権付社債	新株予約権の数	50,000個	同左
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
	新株予約権の目的となる株式の数	(注) 1	同左
	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり 1,000,000円	同左
	新株予約権の行使期間	平成18年4月5日～ 平成25年3月28日 (ロンドン時間) (注) 2	同左
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,901円 資本組入額 2,451円 (注) 1	同左
	新株予約権の行使の条件	一部行使はできない	同左
	新株予約権の譲渡に関する事項	本社債からの分離譲渡はできない	同左
	代用払込みに関する事項	新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとする。	同左
	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—
	新株予約権付社債の残高	50,600百万円	50,666百万円

(注) 1 新株予約権が行使された場合に交付すべき当社の普通株式の総数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額（以下「転換価額」と記述します。）で除した数とします。但し、行使によって生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わないこととします。なお、転換価額は次のとおり修正されます。

(1) 転換価額は、（2011年満期A号及びB号新株予約権付社債の場合）平成21年3月31日及び平成22年3月31日又は（2013年満期A号及びB号新株予約権付社債の場合）平成20年9月30日、平成21年9月30日、平成22年9月30日、平成23年9月30日及び平成24年9月30日（以下それぞれを「修正日」と記述します。）の翌日以降、各修正日まで（当日を含みます。）の10連続取引日（但し、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」と記述します。）のない日は除き、修正日が取引日でない場合には、修正日の直前の取引日までの10連続取引日とします。）の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げます。以下「修正日価額」と記述します。）に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正日価額が3,770円（以下「下限転換価額」と記述します。但し、下記(2)による調整を受けます。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とします。なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日は含みません。

(2) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整されます。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除きます。）の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の発行又は移転を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含みます。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

(3) 上記(1)、(2)に従い、平成19年7月27日の取締役会において決議されたストックオプション発行に伴い、同年9月3日に2011年満期A号及びB号新株予約権付社債の転換価額及び下限転換価額はそれぞれ5,275.7円及び3,768.3円に調整され、2013年満期A号及びB号新株予約権付社債の転換価額及び下限転換価額はそれぞれ4,898.8円及び3,768.3円に調整されております。

(注) 2 本社債の繰上げ償還の場合、償還日の東京における3営業日前の日まで、本社債の買入消却の場合、当社が本社債を消却した時又は当社の子会社が本社債を消却のため当社に交付した時まで、本社債の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとします。

なお、当社普通株式の終値が5連続取引日にわたり当該各取引日に適用のある転換価額の115%を上回った場合、当社は本社債権者に対して当該5連続取引日の末日から10営業日以内に30日以上60日以内の事前の通知を行うことにより、繰上げ償還を選択することができます。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年9月30日	—	514,625,728	—	40,363	—	63,636

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	36,741	7.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	28,857	5.60
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6-6	20,190	3.92
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	アメリカ合衆国 ボストン (東京都中央区日本橋兜町6-7)	17,663	3.43
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドン (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	英国 ロンドン (東京都中央区日本橋兜町6-7)	13,832	2.68
ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー 505103 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	アメリカ合衆国 ボストン (東京都中央区日本橋兜町6-7)	11,818	2.29
中央三井信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	東京都港区芝三丁目33-1 (東京都中央区晴海一丁目8-11)	11,107	2.15
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1-2	10,478	2.03
ドイチェバンクトラスト カンパニーアメリカズ (常任代理人 株式会社三井住友銀行証券ファイナンス営業部)	アメリカ合衆国 ニューヨーク (東京都千代田区丸の内一丁目3-2)	9,584	1.86
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27-2	8,600	1.67
計	—	168,873	32.81

(注) 平成19年10月1日付で野村証券株式会社及び同社グループ1社から提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成19年9月21日現在の同社グループ2社が保有する当社株式は7,349千株である旨、平成19年9月6日付でテンプレート・アセット・マネジメント・リミテッド及び同社グループ6社から提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成19年8月31日現在の同社グループ7社が保有する当社株式は22,488千株である旨、平成19年7月6日付でブランドス・インベストメント・パートナーズ・エル・ビーから提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成19年6月29日現在の同社が保有する当社株式は23,740千株である旨報告を受けておりますが、それぞれ当社として当中間期末時点における実質所有株式数が確認できませんので、平成19年9月30日現在の株主名簿に従い記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,478,400	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 146,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 510,504,100	5,105,011	—
単元未満株式	普通株式 496,828	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	514,625,728	—	—
総株主の議決権	—	5,105,011	—

(注) 1 単元未満株式には以下が含まれております。

相互保有株式—大東化学株式会社所有10株、自己株式—当社所有61株

- 2 「完全議決権株式(その他)」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3,000株含まれております。また、議決権の数(個)の中には、同社名義の完全議決権株式に係る議決権数(30個)は含まれておりません。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 富士フィルムホールディング ス株式会社	東京都港区 西麻布二丁目26—30	3,478,400	—	3,478,400	0.67
(相互保有株式) 大東化学株式会社	東京都中央区日本橋 本石町四丁目4—20	146,400	—	146,400	0.03
計	—	3,624,800	—	3,624,800	0.70

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	5,090	5,170	5,580	5,530	5,330	5,360
最低(円)	4,800	4,890	5,030	5,100	4,490	4,780

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役		中 村 孝太郎	平成19年7月26日

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間連結財務諸表は、改正前の「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」と記述します。）第87条の規定により、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間連結財務諸表は、改正後の「中間連結財務諸表規則」第87条の規定により、米国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」と記述します。）に準拠して作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に準拠し、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に準拠し、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準拠し、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度末 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
資産の部							
I 流動資産							
1 現金及び 現金同等物		336,210		394,498		384,719	
2 有価証券	注3	68,756		48,226		48,536	
3 受取債権							
(1)営業債権及び リース債権		556,449		597,028		597,985	
(2)関連会社等に 対する債権		26,346		31,006		23,952	
(3)貸倒引当金		△16,147		△17,297		△16,345	
4 棚卸資産	注4	407,680		416,860		393,594	
5 繰延税金資産		98,050		104,008		100,440	
6 前払費用及び その他の流動資産		44,366		49,079		52,368	
流動資産合計		1,521,710	47.3	1,623,408	48.5	1,585,249	47.8
II 投資及び長期債権							
1 関連会社等に 対する投資及び 貸付金	注5	42,320		43,372		44,782	
2 投資有価証券	注3	337,295		334,510		336,886	
3 長期リース債権 及びその他の 長期債権		104,201		112,377		106,979	
4 貸倒引当金		△4,352		△4,029		△3,975	
投資及び 長期債権合計		479,464	14.9	486,230	14.5	484,672	14.6
III 有形固定資産							
1 土地		79,647		92,431		92,400	
2 建物及び構築物		613,971		645,453		634,045	
3 機械装置及び その他の有形 固定資産		1,658,880		1,702,533		1,674,487	
4 建設仮勘定		36,506		53,100		44,444	
		2,389,004		2,493,517		2,445,376	
5 減価償却累計額		△1,641,840		△1,718,723		△1,672,344	
有形固定資産合計		747,164	23.2	774,794	23.1	773,032	23.3
IV その他の資産							
1 営業権		254,576		258,046		257,866	
2 その他の無形固定 資産		65,497		56,714		59,397	
3 繰延税金資産		39,660		52,687		53,798	
4 その他		107,730		95,081		105,088	
その他の資産合計		467,463	14.6	462,528	13.9	476,149	14.3
資産合計		3,215,801	100.0	3,346,960	100.0	3,319,102	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度末 (平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
負債の部								
I 流動負債								
1 社債及び 短期借入金			97,650		110,559		106,043	
2 支払債務								
(1) 営業債務		260,112		282,173		279,470		
(2) 設備関係債務		41,326		49,845		49,548		
(3) 関連会社等に 対する債務		5,014	306,452	5,131	337,149	4,887	333,905	
3 未払法人税等			33,562		53,559		41,034	
4 未払費用			199,967		215,083		225,848	
5 その他の流動負債			69,244		75,784		74,534	
流動負債合計			706,875	21.9	792,134	23.6	781,364	23.5
II 固定負債								
1 社債及び 長期借入金			266,687		245,416		267,965	
2 退職給付引当金	注6		37,680		68,835		84,510	
3 繰延税金負債			61,246		47,718		54,268	
4 預り保証金及び その他の固定負債			38,844		52,094		42,459	
固定負債合計			404,457	12.6	414,063	12.4	449,202	13.6
少数株主持分			121,467	3.8	116,673	3.5	112,028	3.4
契約債務及び 偶発債務	注7							
資本の部								
I 資本金								
普通株式								
授權株式数 800,000,000株								
発行済株式数 514,625,728株			40,363	1.3	40,363	1.2	40,363	1.2
II 資本剰余金			68,412	2.1	68,872	2.1	68,412	2.1
III 利益剰余金			1,836,036	57.1	1,892,476	56.5	1,840,168	55.4
IV その他の包括利益 (損失)累積額			55,596	1.7	35,832	1.1	40,950	1.2
V 自己株式(取得原価)			△17,405	△0.5	△13,453	△0.4	△13,385	△0.4
前中間連結会計期間 末 4,559,141株								
当中間連結会計期間 末 3,522,384株								
前連結会計年度末 3,509,582株								
資本合計			1,983,002	61.7	2,024,090	60.5	1,976,508	59.5
負債及び資本合計			3,215,801	100.0	3,346,960	100.0	3,319,102	100.0

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)			前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
I 売上高										
1 売上高		1,162,221			1,211,858			2,399,636		
2 レンタル収入		189,815	1,352,036	100.0	196,216	1,408,074	100.0	382,890	2,782,526	100.0
II 売上原価										
1 売上原価		713,466			752,625			1,478,828		
2 レンタル原価		79,651	793,117	58.7	81,875	834,500	59.3	159,509	1,638,337	58.9
売上総利益			558,919	41.3		573,574	40.7		1,144,189	41.1
III 営業費用										
1 販売費及び 一般管理費		375,566			374,139			760,042		
2 研究開発費		90,592			90,773			177,004		
3 構造改革費用	注11	41,982	508,140	37.5	—	464,912	33.0	94,081	1,031,127	37.0
営業利益			50,779	3.8		108,662	7.7		113,062	4.1
IV 営業外収益及び 費用(△)										
1 受取利息及び配当金		4,715			7,146			11,376		
2 支払利息		△2,915			△3,668			△6,351		
3 為替差損益・純額		3,579			△114			6,746		
4 投資有価証券評価 損		△402			△359			△23,946		
5 その他損益・純額		874	5,851	0.4	3,100	6,105	0.5	2,377	△9,798	△0.4
税引前利益			56,630	4.2		114,767	8.2		103,264	3.7
V 法人税等			27,201	2.0		43,239	3.1		59,533	2.1
少数株主損益及び 持分法による 投資損益前利益			29,429	2.2		71,528	5.1		43,731	1.6
VI 少数株主損益			△7,378	△0.5		△7,044	△0.5		△12,643	△0.5
VII 持分法による投資損益			1,751	0.1		163	0.0		3,358	0.1
中間(当期)純利益			23,802	1.8		64,647	4.6		34,446	1.2

1株当たり中間(当期)純利益	46.65円	126.48円	67.46円
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	44.51円	118.78円	65.04円
1株当たり現金配当	12.50円	17.50円	25.00円

③ 【中間連結資本勘定計算書】

前連結会計年度及び当中間連結会計期間

区分	注記 番号	資本金 (百万円)	資本剰余金 (百万円)	利益剰余金 (百万円)	その他の包 括利益(損 失)累積額 (百万円)	自己株式 (百万円)	資本合計 (百万円)	
I 平成18年3月31日現在 残高	注3	40,363	68,412	1,818,610	52,917	△16,805	1,963,497	
II 包括利益								
1 当期純利益				34,446				34,446
2 有価証券未実現利益 減少額					△6,888			△6,888
3 為替換算調整額					27,539			27,539
4 最小年金負債調整額					△13,729			△13,729
5 デリバティブ未実現 損益変動額					△2			△2
包括利益								41,366
III 基準書第158号の適用 による調整						△18,887		△18,887
IV 自己株式取得							△711	△711
V 自己株式売却					△122		4,131	4,009
VI 現金配当金					△12,766			△12,766
VII 平成19年3月31日現在 残高			40,363	68,412	1,840,168	40,950	△13,385	1,976,508
VIII EITF06-2号適用による 会計方針の変更に伴う 累積的影響額					△3,394			△3,394
IX 包括利益	注3							
1 中間純利益				64,647				64,647
2 有価証券未実現利益 減少額					△9,767			△9,767
3 為替換算調整額					3,874			3,874
4 年金負債調整額					765			765
5 デリバティブ未実現 損益変動額					10			10
包括利益								59,529
X 自己株式取得							△72	△72
XI 自己株式売却				1			4	5
XII 現金配当金					△8,945			△8,945
XIII 新株予約権の付与			459				459	
XIV 平成19年9月30日現在 残高		40,363	68,872	1,892,476	35,832	△13,453	2,024,090	

前中間連結会計期間

区分	注記 番号	資本金 (百万円)	資本剰余金 (百万円)	利益剰余金 (百万円)	その他の包 括利益(損 失)累積額 (百万円)	自己株式 (百万円)	資本合計 (百万円)
I 平成18年3月31日現在 残高		40,363	68,412	1,818,610	52,917	△16,805	1,963,497
II 包括利益	注3						
1 中間純利益				23,802			23,802
2 有価証券未実現利益 減少額					△10,399		△10,399
3 為替換算調整額					12,875		12,875
4 最小年金負債調整額					205		205
5 デリバティブ未実現 損益変動額					△2		△2
包括利益							26,481
III 自己株式取得						△602	△602
IV 自己株式売却			0			2	2
V 現金配当金				△6,376			△6,376
VI 平成18年9月30日現在 残高		40,363	68,412	1,836,036	55,596	△17,405	1,983,002

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)		金額(百万円)	
I 営業活動による キャッシュ・フロー							
1 中間(当期)純利益			23,802		64,647		34,446
2 営業活動により増加した 純キャッシュへの調整							
(1) 減価償却費		109,941		109,005		215,429	
(2) 長期性資産及び営業権の 減損費用		—		—		12,202	
(3) 投資有価証券評価損		402		359		23,946	
(4) 法人税等調整額		△3,259		△3,407		△3,377	
(5) 少数株主損益		7,378		7,044		12,643	
(6) 持分法による投資損益 (受取配当金控除後)		△619		1,329		△1,987	
(7) 資産及び負債の増減							
受取債権の増加(△)・ 減少		17,623		△4,379		△9,637	
棚卸資産の増加(△)・ 減少		△8,252		△20,718		10,976	
営業債務の増加・ 減少(△)		△3,797		5,007		12,700	
未払法人税等及びその 他負債の増加・減少(△)		△28,289		△14,321		1,326	
(8) その他		783	91,911	6,468	86,387	△11,391	262,830
営業活動による キャッシュ・フロー			115,713		151,034		297,276
II 投資活動による キャッシュ・フロー							
1 有形固定資産の購入			△79,232		△78,501		△172,572
2 ソフトウェアの購入			△9,406		△11,316		△20,483
3 有価証券・投資有価証券等 の売却・満期償還			52,199		28,168		109,116
4 有価証券・投資有価証券等 の購入			△96,913		△40,249		△146,911
5 投資及び貸付金の増加(△)・ 減少			5,138		△2,118		1,383
6 事業買収に伴う支出 (買収資産に含まれる現金 及び現金同等物控除後)			△31,643		—		△45,741
7 その他			△14,048		△9,625		△22,793
投資活動による キャッシュ・フロー			△173,905		△113,641		△298,001

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
Ⅲ 財務活動による キャッシュ・フロー				
1 長期債務による調達額		199,938	2,602	200,568
2 長期債務の返済額		△23,237	△9,127	△29,725
3 短期債務の増加・減少(△) (純額)		4,928	△12,107	6,120
4 親会社による配当金 支払額		△6,378	△6,389	△12,754
5 少数株主への配当金 支払額		△2,744	△2,133	△5,220
6 自己株式の取得(純額)		△600	△67	△702
財務活動による キャッシュ・フロー		171,907	△27,221	158,287
Ⅳ 為替変動による現金 及び現金同等物への影響		3,897	△393	8,559
Ⅴ 現金及び現金同等物純増加		117,612	9,779	166,121
Ⅵ 現金及び現金同等物 期首残高		218,598	384,719	218,598
Ⅶ 現金及び現金同等物 中間期末(期末)残高		336,210	394,498	384,719

補足情報

支払額				
利息(百万円)		3,556	4,890	6,514
法人税等(百万円)		32,461	29,266	63,302

中間連結財務諸表に対する注記

1 経営活動の概況

当社は、イメージング、インフォメーション及びドキュメントの分野において事業展開を行っております。イメージングはカラーフィルム、デジタルカメラ、フォトフィニッシング機器、写真プリント用のカラーペーパー・薬品等の開発、製造、販売、サービスを行っております。インフォメーションはメディカルシステム・ライフサイエンス機材、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、記録メディア、光学デバイス、電子材料、インクジェット用材料等の開発、製造、販売、サービスを行っております。ドキュメントはオフィス用複写機・複合機、プリンター、プロダクションサービス関連商品、用紙、消耗品、オフィスサービス等の開発、製造、販売を行っております。当社は世界各国で営業活動を行っており、海外売上高は56%を占め、北米、欧州及びアジアが主要市場であります。主な生産拠点は日本、米国、ブラジル、ドイツ、オランダ、シンガポール、中国であります。

2 重要な連結会計方針の概要

この中間連結財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準(米国会計調査公報、米国会計原則審議会意見書及び米国財務会計基準審議会基準書(以下、財務会計基準書と記述します。))等に基づいて作成されております。

当社は1970年のユーロドル建て転換社債発行に係る約定により、以後、米国において一般に公正妥当と認められた企業会計の基準による連結財務諸表(以下、米国式連結財務諸表と記述します。)を作成し、開示しております。また、当社の米国預託証券は1971年以来、NASDAQにアン・スポンサードとして上場されております。当社は1934年米国証券取引所法に基づく米国証券取引委員会規則12g3-2(b)の適用を認められ、年次報告書様式20-Fの米国証券取引委員会への提出を免除されております。また、同12g3-2(f)により、米国式連結財務諸表を含むアニュアルレポート等のウェブサイトによる公告を認められております。

我が国における会計処理の原則及び手続並びに表示方法と当社が採用している米国で一般に公正妥当と認められている会計処理の原則及び手続並びに表示方法との主要な相違の内容は次のとおりであり、金額的に重要なものについては我が国の基準に基づいた場合の税引前利益に対する影響額を開示しております。かかる影響額は実務上の困難性等から概算であります。

- (イ)連結の範囲及び持分法の適用は、米国会計調査公報第51号、財務会計基準書解釈指針第46号、財務会計基準書第94号及び米国会計原則審議会意見書第18号に基づいております。
- (ロ)財務会計基準書第13号に基づき、借手のリース取引に関しては、ある一定の条件に該当する場合はキャピタル・リースとし、最低リース料支払総額の現在価値又はリース資産の公正価値を有形固定資産及び借入金に計上しております。また、貸手のリース取引に関しては、ある一定の条件に該当する場合は資産の販売取引として処理し、リース資産は貸借対照表から除外しております。
- (ハ)剰余金の配当は、当中間連結会計期間に対応する事業期間に係る剰余金の配当による方法(繰上方式)を採用しております。
- (ニ)広告宣伝目的で支出した金額は、米国公認会計士協会参考意見書第93-7号に基づき、「販売費及び一般管理費」として発生時に費用処理しております。当該会計処理による前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度の影響額はそれぞれ約190百万円(利益)、約151百万円(利益)及び約313百万円(利益)であります。
- (ホ)財務会計基準書第87号、第132号(改訂版)及び第158号に基づき、年金数理計算による退職給付費用を計上し、開示しております。また、財務会計基準書第88号に基づき、退職給付制度の清算及び縮小の会計処理を行っております。当該会計処理による前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度の影響額はそれぞれ約4,309百万円(利益)、約4,114百万円(利益)及び約6,070百万円(利益)であります。
- (ヘ)デリバティブについては、財務会計基準書第133号(一部改訂)を適用しております。
- (ト)財務会計基準書第107号に基づき、金融商品の見積公正価値について開示しております。

- (チ)財務会計基準書第130号に基づき、包括利益を開示しております。包括利益は中間(当期)純利益、有価証券未実現利益の増減、為替換算調整額の増減、年金負債調整額の増減及びデリバティブ未実現損益の増減から構成されており、中間連結資本勘定計算書に記載されております。
- (リ)中間連結損益計算書上、持分法による投資損益は、「持分法による投資損益」として区分表示しております。
- (ヌ)財務会計基準書第115号に基づき、有価証券の公正価値の下落が一時的でない認められた場合には、当該銘柄の公正価値により帳簿価額を付け替えて取得原価を修正する減損処理を行い、同一連結会計年度において、公正価値が回復した場合でも取得原価を変更していません。当該会計処理による前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度の影響額はありませぬ。
- (ル)財務会計基準書第131号に基づき、オペレーティングセグメント及び地域別セグメント情報を開示しております。
- (ヲ)財務会計基準書第142号に基づき、営業権及び存続期間に限りのないその他の無形固定資産は償却せず、毎年減損の有無を検討しており、必要に応じて減損処理を行っております。当該会計処理による前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度における影響額は、それぞれ約7,287百万円(利益)、約7,572百万円(利益)及び約15,065百万円(利益)であります。
- (ワ)財務会計基準書第143号に基づき、有形固定資産の特定の除却債務及び除却費用の会計処理をしております。当該会計処理による前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度への影響額は重要性がありません。
- (カ)将来の休暇について従業員が給付を受け取れる権利に対し、財務会計基準書第43号及び緊急問題特別委員会基準書06-2号に基づき、未払債務を計上しております。当該会計処理による前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度への影響額は重要性がありません。
- (コ)中間連結貸借対照表上、譲渡性預金は現金及び現金同等物に含めて表示しております。
- (ク)中間連結貸借対照表上、少数株主持分は負債の部と資本の部の間に独立の項目として表示しております。

上記の修正事項を反映した後の主要な会計方針は次のとおりであります。

(1) 連結の方針及び関連会社等に対する持分法の適用

この中間連結財務諸表は、当社及び当社が直接的又は間接的に支配している子会社の財務諸表を含んでおり、連結会社間の重要な取引及び勘定残高はすべて消去しております。

当社が、直接又は間接にその議決権の20%から50%を保有し、重要な影響を及ぼし得る関連会社(以下、関連会社等と記述します。)に対する投資額は持分法により評価しております。中間(当期)純利益には、未実現利益消去後のこれら関連会社等の中間(当期)純損益のうち、当社持分が含まれております。

(2) 見積の使用

米国で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて中間連結財務諸表を作成するために、当社の経営陣は必要に応じて仮定と見積を行って財務諸表や注記に記載された金額を算出しております。それらの仮定と見積は、受取債権、棚卸資産及び繰延税金資産の評価、有形固定資産及び無形固定資産の評価、耐用年数及び償却方法、並びに年金数理計算による従業員年金債務の見積に係る仮定等といった重要性のある項目を含んでおります。実際の結果がこれらの見積と異なることもあり得ます。

(3) 外貨換算

当社の海外子会社は、原則として現地通貨を機能通貨として使用しており、これら外貨建財務諸表の円貨への換算は、資産及び負債は貸借対照表日の為替相場により、また収益及び費用は期中平均為替相場により行われており、換算により生じた換算差額は為替換算調整額として資本の部の独立項目であるその他の包括利益(損失)累積額に含めて表示しております。

外貨建金銭債権債務は貸借対照表日の為替相場により換算しており、換算によって生じた換算差額は損益に計上しております。

(4) 現金同等物

当社は随時に現金化が可能な取得日より3ヶ月以内に満期の到来するすべての流動性の高い投資を現金同等物として処理しております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

当社は有価証券及び投資有価証券を売却可能有価証券に分類し、公正価値で評価を行い、関連税効果調整後の未実現損益を資本の部のその他の包括利益(損失)累積額に含めて表示しております。当社は、有価証券の価値の下落が一時的でないとは判断される場合は、減損損失を損益に計上しております。価値の下落が一時的でないかどうかの判断においては、公正価値が帳簿価額を下回っている期間と程度、被投資会社の財政状態と近い将来の見通し及び将来における公正価値の回復まで投資を継続する当社の能力及び意思を考慮しております。有価証券の原価は移動平均法によって評価されております。売却可能有価証券に係る配当金は「営業外収益及び費用」の「受取利息及び配当金」に含まれております。

(6) 貸倒引当金

営業債権、リース債権及びその他の債権に対する貸倒引当金は、過去の貸倒実績、延滞状況及び問題が生じている取引先の財政状態に基づき決定しております。

(7) 棚卸資産

棚卸資産については、原則として移動平均法による低価法により評価しております。また、当社は定期的に陳腐化、滞留、あるいは過剰在庫の有無を検討し、該当する場合には正味実現可能価額まで評価減しております。

(8) 有形固定資産及び減価償却

有形固定資産は取得価額により計上しております。有形固定資産の減価償却費は、主として定率法で、また一部の海外子会社では定額法で計算しております。

当社は、当社及び国内子会社の機械装置及び備品の使用実態と見積残存価額について分析した結果、平成19年7月1日より、機械装置及び備品の減価償却方法を、残存価額を取得原価の一定率とした定率法から250%定率法に変更しております。当社は250%定率法が、機械装置及び備品の原価配分を、より適切に関連収益と対応させることができると考えております。この変更は、財務会計基準書第154号「会計上の変更及び誤謬の修正—米国会計原則審議会意見基準書第20号及び米国財務会計基準審議会基準書第3号の差し替え」に準拠し、会計方針の変更による会計上の見積りの変更として将来にわたって反映されます。したがって、当連結会計年度の第1四半期以前の費用については修正しておりません。この変更により、減価償却費が9,849百万円増加し、税引前中間純利益及び中間純利益は、それぞれ8,557百万円及び4,725百万円減少しております。また、1株当たり中間純利益及び希薄化後1株当たり中間純利益は、それぞれ9.24円及び8.58円減少しております。

見積耐用年数は建物及び構築物が概ね15年から50年、機械装置及びその他の有形固定資産が概ね2年から15年であります。

機械装置及びその他の有形固定資産には、オペレーティング・リースにより顧客に賃貸している機械が含まれており、その取得原価及び減価償却累計額は前中間連結会計期間末においては、それぞれ99,958百万円及び67,614百万円であり、当中間連結会計期間末においては、それぞれ103,089百万円及び74,661百万円であり、前連結会計年度末においては、それぞれ99,256百万円及び70,950百万円であります。

(9) 営業権及びその他の無形固定資産

営業権は、買収時の買収価額が取得純資産の公正価値を超過する分であり、その他の無形固定資産は主に技術関連の無形固定資産及び顧客関連の無形固定資産から構成されております。

財務会計基準書第142号「営業権及びその他の無形固定資産」の適用により、営業権及び存続期間に限りがないその他の無形固定資産は償却せず、毎年1月1日に減損の有無を検討しております。営業権の減損テストは、当社の報告単位毎に見積将来キャッシュ・フローの現在価値に基づいて行われており、使用される割引率は、報告単位のWACC(加重平均資本コスト)に基づいて算出しております。また、特に客観的事実や状況の変化により当該資産の公正価値が帳簿価額を下回る可能性がある場合には、その都度減損の有無を検討しております。

なお、存続期間に限りがない無形固定資産以外の無形固定資産は、その存続期間にわたり引き続き定額法により償却しております。

(10) ソフトウェア

当社は、米国公認会計士協会参考意見書第98-1号「内部利用目的のため開発もしくは取得されたコンピュータソフトウェアの原価の会計処理」に基づき、ソフトウェア開発費用の一部を資産計上しております。また、当社は、財務会計基準書第86号「販売、リースその他の方法で市場に出されるコンピュータソフトウェアの原価の会計処理」に規定された会計原則に準拠しております。資産計上されたソフトウェア開発費用は3年から5年の見積耐用年数にわたって定額法により償却しております。資産計上されたソフトウェア(販売用ソフトウェアを含む)の取得原価及び償却累計額は、前中間連結会計期間末においては、それぞれ167,190百万円及び77,368百万円であり、当中間連結会計期間末においては、それぞれ178,631百万円及び98,469百万円であり、前連結会計年度末においては、それぞれ170,272百万円及び82,373百万円であります。このうち、資産計上された販売用ソフトウェアの取得原価及び償却累計額は、前中間連結会計期間末においては、それぞれ27,469百万円及び17,067百万円であり、当中間連結会計期間末においては、それぞれ32,756百万円及び25,405百万円であり、前連結会計年度末においては、それぞれ30,695百万円及び17,827百万円であります。当該資産計上されたソフトウェアは、「その他の資産」の「その他」に計上されております。

(11) 長期性資産の減損に関する会計処理

当社は、営業権及び償却されないその他の無形固定資産を除く保有及び使用予定の長期性資産について、客観的事実や状況の変化により当該資産の帳簿価額の回収可能性に疑いのある場合には、減損の有無を検討しております。減損の兆候があると判断されるときは、その資産に関連する見積割引前将来キャッシュ・フローとその資産の帳簿価額を比較し、帳簿価額の減額が必要かどうかを検討しております。この結果、当該資産の回収可能性がないと判断される場合は、当該資産の帳簿価額を見積公正価値へ減額処理しております。公正価値を決定するにあたり、当社は市場取引価格又はその他の評価方法を使用しております。市場取引価格を利用できない場合には、主に資産の使用や最終的な処分から生じる見積将来キャッシュ・フローに基づく現在価値法を使用しております。

売却予定の長期性資産については、帳簿価額と公正価値から売却に要する費用を差し引いた額のいずれか低い額で計上しております。

(12) 収益認識基準

当社は、収益が実現し、もしくは実現可能でありかつ稼得したときに収益を認識しております。当社は以下の4つの条件、すなわち契約書等の説得力のある証拠が存在すること、顧客に対して製品・商品又はサービスが提供されていること、その価格が確定している、あるいは確定可能であること、対価の回収が合理的に保証されていることのすべてが満たされたときに収益が実現し、もしくは実現可能でありかつ稼得したと考えております。

一般的に製品を顧客に引き渡した時点、あるいはサービスが提供された時点、また、販売型リースにおいてはリース開始時点に、これらの条件は満たされます。販売型リースにかかる受取利息相当額は、利息法によりリース残高の残投資額を基準として期間按分し、「売上高」に含めております。オペレーティング・リースからのレンタル収入はそれぞれのリース期間にわたって認識しております。当社は、緊急問題特別委員会(EITF)基準書第01-09号「売り手による(小売業を含む)顧客への支払対価に関する会計処理」に基づき、製品価格の下落を補填するために支給される販売奨励金や販売量に応じた割戻、一部の現金歩引等を売上高から控除しております。これらは顧客からの請求又は契約上合意した比率等により算出した額に基づいて計上しております。

当社は、緊急問題特別委員会(EITF)基準書第00-21号「複数の物品・サービス等を提供する取引における収益の認識」に規定されている特定の製品・サービスを顧客に対して提供しております。当社は、当該取引の際には、製品が出荷され、かつ、顧客の検収を受けた時点で収益計上し、サービスの場合には顧客に提供された時点で収益計上しております。

(13) 製品保証

当社は一部の製品について、顧客に対して製品保証を提供しており、その製品保証期間は一般的に顧客の購入日より一年間であります。製品保証及びアフターサービスに関する見積費用は、関連する収益が認識された時点で計上しております。製品保証債務の見積金額は、過去の実績に基づいて算出しております。

(14) 輸送費及び取扱手数料

輸送費及び取扱手数料は販売費及び一般管理費に含まれております。前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度の輸送費及び取扱手数料はそれぞれ35,316百万円、35,154百万円及び75,232百万円であります。

(15) 広告宣伝費

広告宣伝費は発生時に費用計上され、販売費及び一般管理費に含まれております。前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度の広告宣伝費はそれぞれ17,728百万円、13,287百万円及び34,928百万円であります。

(16) 法人税等

法人税等は財務会計基準書第109号「法人所得税の会計処理」に基づき資産負債法により算出されております。

当社は資産及び負債の財務会計上の金額と税務上の金額の差異に基づいて繰延税金資産及び負債を認識しており、その算出にあたっては差異が解消される年度に適用される税率及び税法を適用しております。繰延税金資産のうち回収されない可能性が高い部分については、評価性引当金を計上しております。

(17) 消費税等

消費税等の処理は税抜方式によっております。

(18) デリバティブ

当社は、金利スワップ契約、通貨金利スワップ契約、外国為替予約及び通貨スワップ契約等のすべてのデリバティブをその保有目的又は意図にかかわらず、公正価値により資産又は負債として計上しております。一般的に公正価値ヘッジとして会計処理されているデリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジされているリスクに関連するヘッジ対象の公正価値の変動額とともに損益に計上しております。キャッシュ・フローヘッジとして会計処理されているデリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジが有効である部分は税効果調整後の金額でその他の包括利益(損失)累積額に計上しております。ヘッジ指定をしていない、又はヘッジとしての要件を満たしていないデリバティブの公正価値の変動額については、当期の損益として計上しております。

(19) 1株当たり中間(当期)純利益

1株当たりの中間(当期)純利益は各期間の加重平均発行済株式数に基づいて計算しております。潜在株式調整後の1株当たりの中間(当期)純利益は、すべての転換社債型新株予約権付社債が普通株式に転換されたものとみなした希薄化効果及びストック・オプションが行使された場合に発行される追加株式の希薄化効果を含んでおります。

当社は、希薄化効果を有しないため潜在株式調整後の1株当たりの中間(当期)純利益の計算より除いているものの、将来において1株当たり中間(当期)純利益を希薄化する可能性のある発行済のストック・オプションを当中間連結会計期間末において170,600株有しております。

(20) 株式を基礎とした報酬

当社は、株式を基礎とした報酬制度に係る報酬費用を平成19年4月1日より始まる連結会計年度より当該報酬の付与日における公正価値に基づき測定しております。当社は株式を基礎とした報酬に関して、米国財務会計基準書第123号(R)号「株式を基礎とした報酬(2004年改訂版)」に従い会計処理を行っております。

(21) 組替再表示

過年度の中間連結財務諸表及び連結財務諸表を、当中間連結会計期間の表示に合わせて、組替再表示しております。

(22) 新会計基準

平成18年6月に、緊急問題特別委員会(EITF)は、緊急問題特別委員会基準書06-2号「米国財務会計基準審議会基準書第43号に準拠したサバティカル休暇及びその他の類似の給付に関する会計処理」(以下、EITF06-2号と記述します。)について合意に至りました。EITF06-2号は、最低限の勤務期間を必要とするが、追加の勤務年数では給付が増加しない有給休暇の未払に関する指針を提供しています。当社においては、EITF06-2号を平成19年4月1日より適用しており、累積的影響の調整により平成19年4月1日現在の未払残高が6,932百万円増加し、利益剰余金が3,394百万円減少しております。

平成18年9月に、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第157号「公正価値の測定」を発行しました。財務会計基準書第157号は、公正価値を定義し、市場本位の公正価値を測定するための枠組みを確立するとともに、公正価値の測定に関する開示を拡大しております。財務会計基準書第157号は、平成19年11月15日より後に始まる会計年度から適用となり、当社においては平成20年4月1日より始まる会計年度から適用になります。当社は、財務会計基準書第157号が当社の経営成績及び財政状態に与える影響について現在検討しております。

平成19年2月に、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第159号「金融資産及び金融負債に関する公正価値の選択—財務会計基準書第115号の改訂を含む」を発行しました。財務会計基準書第159号は、特定の金融資産及び金融負債を公正価値で測定することを選択できることを規定しており、公正価値を選択した項目に関する未実現損益は各会計年度の損益に計上されることとなります。財務会計基準書第159号は、平成19年11月15日より後に始まる会計年度より適用され、当社においては平成20年4月1日より始まる会計年度から適用になります。当社は、財務会計基準書第159号が当社の経営成績及び財政状態に与える影響について現在検討しております。

3 負債証券及び持分証券投資

売却可能有価証券に関して、前中間連結会計期間末、当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末の主な有価証券の種類別の取得原価、未実現利益、未実現損失及び見積公正価値は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間末				当中間連結会計期間末				前連結会計年度末			
	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	見積公正 価値 (百万円)	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	見積公正 価値 (百万円)	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	見積公正 価値 (百万円)
有価証券												
国債及び 外国政府債	20,031	—	22	20,009	32,307	8	46	32,269	22,330	3	36	22,297
社債	48,777	12	42	48,747	15,996	—	39	15,957	26,269	1	31	26,239
	<u>68,808</u>	<u>12</u>	<u>64</u>	<u>68,756</u>	<u>48,303</u>	<u>8</u>	<u>85</u>	<u>48,226</u>	<u>48,599</u>	<u>4</u>	<u>67</u>	<u>48,536</u>

	前中間連結会計期間末				当中間連結会計期間末				前連結会計年度末			
	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	見積公正 価値 (百万円)	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	見積公正 価値 (百万円)	取得原価 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	未実現 損失 (百万円)	見積公正 価値 (百万円)
投資有価証券												
国債及び 外国政府債	47,484	168	123	47,529	41,733	126	47	41,812	50,115	118	86	50,147
社債	78,949	188	601	78,536	102,538	191	714	102,015	87,485	150	529	87,106
持分証券	97,177	77,231	915	173,493	116,538	66,795	1,153	182,180	107,869	82,829	627	190,071
	<u>223,610</u>	<u>77,587</u>	<u>1,639</u>	<u>299,558</u>	<u>260,809</u>	<u>67,112</u>	<u>1,914</u>	<u>326,007</u>	<u>245,469</u>	<u>83,097</u>	<u>1,242</u>	<u>327,324</u>

一部の非上場の持分証券については、取得原価、もしくは市場価値の下落が一時的でないものについては実現可能価額で評価しており、上記の注記には含まれておりません。そのため、中間連結貸借対照表上の投資有価証券の金額と差異が生じております。

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度における売却可能有価証券の売却収入額は、それぞれ2百万円、1,867百万円、343百万円であります。前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度における売却可能有価証券の実現利益額は、それぞれ2百万円、1,697百万円、124百万円であります。前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度における売却可能有価証券の実現損失額には金額的に重要性がありませんでした。

売却可能有価証券に係る関連税効果調整後の未実現利益の純額は、前中間連結会計期間において10,399百万円減少、当中間連結会計期間において9,767百万円減少、前連結会計年度において6,888百万円減少しております。

当中間連結会計期間末における満期別に分類された負債証券の取得原価及び見積公正価値は次のとおりであります。なお、一部の負債証券については、証券発行者がペナルティなしに繰上償還できる権利を持っているため、実際の満期は契約上の満期と異なることがあります。

	取得原価 (百万円)	見積公正価値 (百万円)
1年以内	48,303	48,226
1年超5年以内	136,511	136,006
5年超10年以内	2,025	2,051
10年超	5,735	5,770
	<u>192,574</u>	<u>192,053</u>

4 棚卸資産

前中間連結会計期間末、当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末における棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前中間連結 会計期間末 (百万円)	当中間連結 会計期間末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)
製品・商品	253,877	264,062	246,074
半製品・仕掛品	63,707	67,081	62,045
原材料・貯蔵品	90,096	85,717	85,475
	<u>407,680</u>	<u>416,860</u>	<u>393,594</u>

5 関連会社等に対する投資

前中間連結会計期間末、当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末における持分法適用の関連会社等に対する投資はそれぞれ39,674百万円、39,791百万円及び41,164百万円であります。これらの関連会社は主にイメージング、インフォメーション及びドキュメントソリューション事業の業務を行っております。当社の持分法適用の関連会社等の経営成績は次のとおりであります。

	前中間連結 会計期間 (百万円)	当中間連結 会計期間 (百万円)	前連結会計年度 (百万円)
売上高	118,865	109,904	243,229
中間(当期)純利益	3,611	894	7,496

6 退職給付制度

前連結会計年度において実施した構造改革の結果、当社の一部の子会社で、適格退職年金制度の清算及び縮小が発生しました。退職給付制度の清算及び縮小に伴い、前中間連結会計期間及び前連結会計年度において、それぞれ1,835百万円及び5,146百万円を「構造改革費用」に含めて処理しております。

平成19年3月31日に財務会計基準書第158号「確定給付型年金及び他の退職給付制度に関する事業主の会計」の積立状況の認識及び開示に関する規程を適用しております。これにより、年金制度の積立状況を連結貸借対照表で認識し、従来は財務会計基準書第87号に従い、未認識であった数理計算上の差異、過去勤務債務及び会計基準変更時差異に関する調整をその他の包括利益（損失）累積額に計上しております。

財務会計基準書第158号の適用による、前連結会計年度末の連結貸借対照表への影響は次のとおりであります。なお、財務会計基準書第158号の適用による損益への影響はありません。

	適用前 (百万円)	影響額 (百万円)	適用後 (百万円)
前払年金費用	10,974	△6,199	4,775
未払費用	—	△2,552	△2,552
退職給付引当金	△62,837	△21,673	△84,510
その他の無形固定資産	1,638	△1,638	—
繰延税金資産	23,046	11,706	34,752
少数株主持分	6,955	628	7,583
その他の包括損失累積額	25,807	18,887	44,694

退職給付費用の内訳

確定給付型退職給付制度の前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度における退職給付費用の内訳は次のとおりであります。

	前中間連結 会計期間 (百万円)	当中間連結 会計期間 (百万円)	前連結会計年度 (百万円)
退職給付費用の内訳：			
勤務費用	11,865	12,750	25,206
利息費用	6,735	7,333	14,207
期待運用収益	△7,802	△9,130	△16,741
数理計算上の差異の償却額	2,897	2,042	5,151
過去勤務債務の償却額	△842	△911	△1,719
会計基準変更時差異の費用処理額	114	143	172
制度清算及び縮小による損失	1,835	—	5,146
退職給付費用	14,802	12,227	31,422

7 契約債務及び偶発債務

債務保証

当社は、他者の特定の負債及びその他債務について保証しております。当中間連結会計期間末において、保証に基づいて当社が将来支払う可能性のある割引前の金額は最大で29,805百万円であり、そのうち、金融機関に対する従業員の住宅ローンの保証が25,522百万円であります。従業員が支払不能な状態に陥った場合は、当社及び一部の子会社は従業員に代わり不履行の住宅ローンを支払う必要があります。一部の保証については従業員の財産により担保されており、その金額は25,421百万円であります。住宅ローン保証の期間は、1年から27年であります。当中間連結会計期間末において、これらの保証に対して債務計上している金額は重要性がありません。

リース契約

当社は事務所、店舗、倉庫、事務用機器、研究用機器及び従業員用の社宅を賃借しております。当初の契約期間又は残存する契約期間が1年以上で、解約不能なオペレーティング・リースの当中間連結会計期間末における未経過リース料の内訳は次のとおりであります。

	(百万円)
平成20年中間期	19,291
平成21年中間期	14,588
平成22年中間期	10,957
平成23年中間期	7,870
平成24年中間期	4,046
平成25年中間期以降	7,109
未経過リース料合計	63,861

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度のオペレーティング・リースに係る賃借料は、それぞれ32,621百万円、32,381百万円及び65,966百万円であります。

購入契約、その他の契約債務及び偶発債務

当中間連結会計期間末における契約債務残高は主として有形固定資産の建設及び購入に関するものであり、その金額は45,906百万円であります。当中間連結会計期間末における当社が銀行に対して負っている割引手形に関する偶発債務は、7,386百万円であります。

事業の性質上、当社は種々の係争案件や当局の調査に係わっております。当社は環境問題、訴訟、当局による調査等、将来に生じる可能性が高く、かつ、損失金額が合理的に見積可能な偶発事象がある場合は、必要な引当を計上しております。

平成19年11月、欧州委員会は、当社及び当社子会社に対して、欧州市場におけるベータカムビデオテープ取引に関し、EU競争法違反を理由とする課徴金1,320万ユーロ(約21億円)を課す旨を発表しました。当社は、当該課徴金の見積額を引当済であり、この決定が当社の財政状態及び経営成績に及ぼす影響は軽微であります。

製品保証

当社は一部の製品について、顧客に対して製品保証を提供しており、これら製品保証期間は一般的に製品購入日より一年間であります。当社の製品保証引当金残高の明細は、次のとおりであります。

	前中間連結 会計期間 (百万円)	当中間連結 会計期間 (百万円)	前連結会計年度 (百万円)
引当金期首残高	8,871	9,670	8,871
期中引当金繰入額	7,650	8,582	12,972
期中目的取崩額	△7,438	△8,294	△11,743
失効を含むその他増減	△166	△127	△430
引当金期末残高	8,917	9,831	9,670

8 1株当たり中間(当期)純利益

1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の計算は次のとおりであります。

	前中間連結 会計期間 (百万円)	当中間連結 会計期間 (百万円)	前連結会計年度 (百万円)
中間(当期)純利益	23,802	64,647	34,446
希薄化効果：			
2011年満期A号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	86	146	200
2011年満期B号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	227	228	455
2013年満期A号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	78	138	184
2013年満期B号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	227	230	456
潜在株式調整後中間(当期)純利益	24,420	65,389	35,741
	前中間連結 会計期間 (株)	当中間連結 会計期間 (株)	前連結会計年度 (株)
平均発行済株式数	510,205,122	511,109,024	510,620,624
希薄化効果：			
2011年満期A号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	9,266,219	9,477,415	9,369,468
2011年満期B号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	9,266,219	9,477,415	9,369,468
2013年満期A号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	9,979,004	10,206,581	10,090,196
2013年満期B号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	9,979,004	10,206,581	10,090,196
ストック・オプション	—	13,558	—
潜在株式調整後発行済株式数	548,695,568	550,490,574	549,539,952
	前中間連結 会計期間 (円)	当中間連結 会計期間 (円)	前連結会計年度 (円)
1株当たり中間(当期)純利益	46.65	126.48	67.46
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	44.51	118.78	65.04

9 デリバティブ

当社は国際的に事業を展開しており、外国為替相場及び市場金利及び一部の商品価格の変動から生じる市場リスクを負っております。当社及び一部の子会社はこれらのリスクを減少させる目的でのみデリバティブ取引を利用しております。

当社はデリバティブ取引の承認、報告、監視等の手続についてリスク管理規程を作成し、それに従いデリバティブ取引を利用しております。当該リスク管理規程はトレーディング目的でデリバティブ取引を保有又は発行することを禁止しております。以下は当社のリスク管理規程の概要及び中間連結財務諸表に与える影響であります。

公正価値ヘッジ

一定の条件において一部の子会社は金利リスク又は為替リスクを軽減する為に通貨金利スワップ契約を締結することがあります。これらの契約は総じて契約期間中の債務の金利の支払を変動金利の支払に変換することにより、ヘッジ対象となっている債務の金利リスク又は為替リスクを効果的に緩和するものです。前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度において、公正価値ヘッジ処理したスワップ契約はありません。

キャッシュ・フローヘッジ

一部の子会社は将来予定されている外貨建ての関係会社からの仕入や輸出売上に伴う外貨の変動リスクを軽減する為に外国為替予約を結んでおります(最長期間は平成19年12月まで)。円の価値が外国通貨(主として米国ドル)に対して下落した場合に、将来の外国通貨の価値の上昇に伴う支出もしくは収入の増加は、ヘッジ指定された外国為替予約の価値の変動に伴う損益と相殺されます。反対に円の価値が外国通貨に対して上昇した場合には、将来の外国通貨の価値の下落に伴う支出もしくは収入の減少は、ヘッジ指定された外国為替予約の価値の変動に伴う損益と相殺されます。

これらのキャッシュ・フローヘッジとして扱われているデリバティブの公正価値の変動は税効果考慮後の金額で中間連結貸借対照表の「その他の包括利益(損失)累積額」に表示しております。この金額はヘッジ対象に関する損益を計上した期に損益に振替えられることとなります。これらのデリバティブ取引につき、ヘッジ手段としての非有効部分、あるいはヘッジの有効性評価から除外されたヘッジ手段の損益は、当社の財政状態又は経営成績に重要な影響を与えておりません。

当中間連結会計期間末において輸出売上、輸入購買及び債務の元本の支払に関連して、今後12ヶ月の間にデリバティブ取引による未実現利益29百万円をその他の包括利益(損失)累積額から当期損益へ振替える見込みであります。

ヘッジ指定されていないデリバティブ

当社及び一部の子会社で使用しているデリバティブにはヘッジ指定されていない金利スワップ契約、通貨金利スワップ契約及び外国為替予約が含まれています。これらのデリバティブは経済的な観点からはヘッジとして有効であります。当社及び一部の子会社はこれらの契約についてヘッジ会計を適用するために必要とされているヘッジ指定をしておりません。その結果、当社はこれらデリバティブの公正価値の変動額については中間連結損益計算書上「営業外収益及び費用」の「その他損益・純額」に表示しております。

信用リスクの集中

当社の保有している金融商品のうち潜在的に著しい信用リスクにさらされているものは、主に現金及び現金同等物、有価証券及び投資有価証券、営業債権及びリース債権、及びデリバティブであります。

当社は現金及び現金同等物、短期投資をさまざまな金融機関に預託しております。これらは日本国内の金融機関であり、当社の方針として、一つの金融機関にリスクを集中させないこととしており、また、定期的にこれらの金融機関の信用度を評価しております。

営業債権の信用リスクの集中については、主に大口顧客を相手としていること、預り保証金の保持、及び継続的な信用の評価の見直しによって、限定されております。貸倒引当金は、潜在的な損失を補うために必要と思われる金額の水準を維持しております。

デリバティブについては、契約の相手方の契約不履行から生じる信用リスクにさらされていますが、これらは信用度の高い金融機関を相手方とすることで、リスクを軽減しております。

金融商品の公正価値

金融商品の見積公正価値は、入手可能な市場価格又は他の適切な評価方法によって算定しております。金融商品の公正価値の見積に際して、当社は最適な判断をしておりますが、見積の方法及び仮定は元来主観的なものであります。従って見積額は、現在の市場で実現するかあるいは支払われる金額を必ずしも表わしているものではありません。金融商品の公正価値の見積にあたっては、次の方法及び仮定が採用されております。

- ・現金及び現金同等物、受取債権、社債(1年以内償還分)及び短期借入金、支払債務：
満期までの期間が短いため、中間連結貸借対照表上の帳簿価額は概ね公正価値と同額であります。
- ・有価証券、投資有価証券：
市場性のある有価証券及び投資有価証券の公正価値は公表されている市場価格に基づいております。市場性のない変動金利付負債証券の公正価値は概ね帳簿価額と同額であります。
- ・預り保証金：
変動金利の金融商品であるため帳簿価額は概ね公正価値と同額であります。
- ・社債及び長期借入金：
社債及び長期借入金の公正価値は、貸借対照表日における類似の資金調達契約に適用される利率で割り引いた将来のキャッシュ・フローの現在価値に基づいて算定しております。社債及び長期借入金の公正価値(1年以内償還・返済予定分を含む)は前中間連結会計期間末、当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末においてそれぞれ、82,588百万円、71,857百万円及び78,722百万円であります。なお、平成18年4月5日に発行された帳簿価額202,212百万円の転換社債型新株予約権付社債の公正価値については、公表されている指標価格がなく、また公正価値の見積りが実務上極めて困難であるため、上記の前中間連結会計期間末、当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末の公正価値金額には含まれておりません。
- ・デリバティブ：
外国為替予約、金利スワップ契約、通貨スワップ及び通貨金利スワップ契約の公正価値は、取引金融機関から入手するか契約条件が類似するデリバティブの市場価値を基礎として算定しております。前中間連結会計期間末、当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末におけるデリバティブ資産の公正価値及び帳簿価額はそれぞれ493百万円、349百万円及び531百万円であり、またデリバティブ負債の公正価値及び帳簿価額はそれぞれ2,583百万円、5,218百万円及び3,745百万円であります。

10 事業買収

当社は、企業結合に該当するそれぞれの事業買収を財務会計基準書第141号「企業結合」に基づき、パーチェス法で会計処理しております。買収価格のうち取得した純資産の見積公正価値を超過する額は、営業権として計上しており、これらは主として税務上損金算入することができません。

当中間連結会計期間において、事業買収はありません。

11 構造改革費用

当社は、平成17年度及び平成18年度において構造改革を実施し、それぞれ86,043百万円及び94,081百万円の費用を計上いたしました。この構造改革は前連結会計年度までに終了しており、当中間連結会計期間に費用計上はありません。

(1) イメージング ソリューション部門

事業環境の急速な変化への対応として平成17年度及び平成18年度において構造改革を実施し、前連結会計年度において人員関連で23,073百万円、固定資産等の資産関連で54,317百万円の費用を計上しました。構造改革の対象となった生産設備の一部を共用していることなどにより、このうち17,296百万円はインフォメーション ソリューション部門で発生しております。

なお、この構造改革にかかる債務残高は、前連結会計年度末において6,682百万円であり、支払により減少し、当中間連結会計期間末における残高は2,702百万円であります。

(2) ドキュメント ソリューション部門

より一層地域に密着した保守サービス体制の実現を目指して平成18年度において構造改革を実施し、前連結会計年度において、人員関連で16,136百万円、固定資産等の資産関連で555百万円の費用を計上しました。

なお、この構造改革にかかる債務残高は、前連結会計年度末において16,136百万円であり、支払により減少し、当中間連結会計期間末における残高は15,426百万円であります。

12 セグメント情報

(1) オペレーティングセグメント

当社のオペレーティングセグメントは以下の3つの区分であり、経営者による業績評価方法及び経営資源の配分の決定方法を反映し、製造技術、製造工程、販売方法及び市場の類似性に基づき決定しております。イメージング ソリューションは、主に一般消費者向けにカラーフィルム、デジタルカメラ、フォトフィニッシング機器、写真プリント用のカラーペーパー・薬品等の開発、製造、販売及び写真プリントサービス等を行っております。インフォメーション ソリューションは、主に業務用分野向けにメディカルシステム・ライフサイエンス機材、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、記録メディア、光学デバイス、電子材料、インクジェット用材料等の開発、製造、販売、サービス等を行っております。ドキュメント ソリューションは、主に業務用分野向けにオフィス用複写機・複合機、プリンター、プロダクションサービス関連商品、用紙、消耗品、オフィスサービス等の開発、製造、販売等を行っております。

a. 売上高

	前中間連結会計期間 (百万円)	当中間連結会計期間 (百万円)	前連結会計年度 (百万円)
売上高：			
イメージング ソリューション：			
外部顧客に対するもの	307,148	291,769	605,383
セグメント間取引	511	465	899
計	307,659	292,234	606,282
インフォメーション ソリューション：			
外部顧客に対するもの	485,187	542,593	1,026,085
セグメント間取引	1,334	1,104	2,818
計	486,521	543,697	1,028,903
ドキュメント ソリューション：			
外部顧客に対するもの	559,701	573,712	1,151,058
セグメント間取引	5,355	4,922	12,187
計	565,056	578,634	1,163,245
セグメント間取引消去	△7,200	△6,491	△15,904
連結合計	1,352,036	1,408,074	2,782,526

b. セグメント損益

	前中間連結会計期間 (百万円)	当中間連結会計期間 (百万円)	前連結会計年度 (百万円)
営業利益			
イメージング ソリューション	△18,507	10,016	△42,631
インフォメーション ソリューション	35,079	66,025	95,170
ドキュメント ソリューション	34,113	34,596	61,186
計	50,685	110,637	113,725
全社費用及びセグメント間取引消去	94	△1,975	△663
連結営業利益	50,779	108,662	113,062
その他損益・純額	5,851	6,105	△9,798
連結税引前利益	56,630	114,767	103,264

オペレーティングセグメント間取引は市場価格に基づいております。「b. セグメント損益」における全社費用は、当社のコーポレート部門に係る費用であります。

(2) 地域別セグメント情報

- a. 前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度における当社及び子会社の所在地別に分類した売上高及び地域別営業利益は次のとおりであります。

財務会計基準書第131号においては地域別営業利益の開示は要求されておりませんが、当社は日本の金融商品取引法による開示要求を考慮し、補足情報として開示しております。

	前中間連結会計期間 (百万円)	当中間連結会計期間 (百万円)	前連結会計年度 (百万円)
売上高：			
日本：			
外部顧客に対するもの	814,380	808,244	1,666,182
セグメント間取引	227,170	255,150	459,120
計	1,041,550	1,063,394	2,125,302
米州：			
外部顧客に対するもの	236,200	253,599	491,129
セグメント間取引	12,975	9,657	25,021
計	249,175	263,256	516,150
欧州：			
外部顧客に対するもの	168,156	174,726	340,246
セグメント間取引	9,561	6,209	18,536
計	177,717	180,935	358,782
アジア及びその他：			
外部顧客に対するもの	133,300	171,505	284,969
セグメント間取引	150,348	181,406	316,774
計	283,648	352,911	601,743
セグメント間取引消去	△400,054	△452,422	△819,451
連結合計	1,352,036	1,408,074	2,782,526
営業利益：			
日本	51,757	73,248	86,999
米州	△11,225	691	△12,927
欧州	△3,759	8,498	△2,356
アジア及びその他	18,695	27,148	41,056
セグメント間取引消去	△4,689	△923	290
連結合計	50,779	108,662	113,062

地域別セグメント間取引は市場価格に基づいております。なお、米州における売上高の大部分は、米国において計上されているものであります。

- b. 前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度における外部顧客を所在地別に分類した売上高は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (百万円)	当中間連結会計期間 (百万円)	前連結会計年度 (百万円)
売上高：			
日本	634,441	615,243	1,303,647
米州	283,598	284,166	572,797
欧州	205,445	223,942	422,965
アジア及びその他	228,552	284,723	483,117
連結合計	1,352,036	1,408,074	2,782,526

(3) 主要顧客及びその他情報

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度において、単一顧客に対する売上高が連結売上高の10%を超えるような重要な顧客はありません。

ドキュメント ソリューションは少数株主に対してオフィス用複写機とその他機器を販売し、また少数株主より棚卸資産を購入しております。前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度の販売金額はそれぞれ、101,892百万円、108,223百万円及び209,111百万円、購入金額はそれぞれ、10,966百万円、11,266百万円及び20,871百万円であります。

少数株主とのライセンス契約その他の取引に関連して、ドキュメント ソリューションはロイヤルティ及び研究開発費等の費用を前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度でそれぞれ、7,232百万円、6,817百万円及び14,782百万円計上し、主として研究開発受託関連費用をそれぞれ、412百万円、436百万円及び2,529百万円回収しました。

13 重要な後発事象

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

自己株式の取得

(1) 当社は、平成19年9月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

自己株式取得に関する取締役会の決議内容

① 自己株式の取得を行う理由

株主還元水準の向上及び資本効率の改善を図るとともに、将来の株式交換など機動的な資本政策を可能とするため。

② 取得する株式の種類

普通株式

③ 取得する株式の総数

2,700,000株(上限)

④ 取得する期間

平成19年10月1日から平成19年12月20日まで

⑤ 取得価額の総額

15,000百万円(上限)

⑥ 取得の方法

東京証券取引所における市場買付

なお、平成19年10月1日から平成19年10月15日(約定ベース)にかけて東京証券取引所において買受けた自己株式は、普通株式2,700,000株、取得価額の総額14,660百万円であります。

(2) 当社は、平成19年11月9日開催の臨時取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

自己株式取得に関する取締役会の決議内容

① 自己株式の取得を行う理由

株主還元水準の向上及び資本効率の改善を図るとともに、将来の株式交換など機動的な資本政策を可能とするため。

② 取得する株式の種類

普通株式

③ 取得する株式の総数

4,000,000株(上限)

④ 取得する期間

平成19年11月12日から平成19年12月20日まで

⑤ 取得価額の総額

22,000百万円(上限)

⑥ 取得の方法

東京証券取引所における市場買付

なお、平成19年11月12日から平成19年11月29日(約定ベース)にかけて東京証券取引所において買受けた自己株式は、普通株式4,000,000株、取得価額の総額19,457百万円であります。

(2) 【その他】

中間連結財務諸表規則に基づくストック・オプションに関する注記を、2 [中間財務諸表等]
(1) [中間財務諸表]注記事項(ストック・オプション等関係)に記載しております。

また、連結財務諸表規則に基づく企業結合等に関する注記を、2 [中間財務諸表等] (1) [中間財務諸表]注記事項(企業結合等関係)に記載しております。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
I 流動資産	※4							
現金及び預金		161,195		12,522		101,460		
受取手形		1,841		—		—		
売掛金		129,052		—		—		
有価証券		71,726		126,625		48,505		
棚卸資産		89,443		—		—		
短期貸付金		64,734		26,902		26,902		
繰延税金資産		13,734		1,415		291		
その他		22,125		683		10,470		
貸倒引当金		△220		—		—		
流動資産合計			553,634	27.2	168,149	9.3	187,630	10.3
II 固定資産	※1 ※2 ※3							
有形固定資産								
建物		114,808		1,749		1,854		
機械装置		155,744		188		205		
その他		83,825		195		233		
計			354,379	17.4	2,134	0.1	2,293	0.1
無形固定資産			40,058	2.0	447	0.0	383	0.0
投資その他の資産								
投資有価証券		292,848		200,943		188,940		
関係会社株式		674,327		1,367,206		1,367,079		
関係会社出資金		38,306		—		—		
長期繰延税金資産	—		7,542		7,105			
その他	80,737		66,794		61,862			
貸倒引当金	△470		△3		△3			
計		1,085,749	53.4	1,642,483	90.6	1,624,984	89.6	
固定資産合計		1,480,188	72.8	1,645,065	90.7	1,627,661	89.7	
資産合計		2,033,822	100.0	1,813,214	100.0	1,815,292	100.0	

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
支払手形		2,365		—		—		
買掛金		65,388		—		—		
短期借入金		12,690		25,000		25,000		
未払法人税等		3,815		—		—		
未払費用		46,898		441		360		
製品保証引当金		1,786		—		—		
工事代金支払手形		10,228		—		77		
その他		29,258		161		1,036		
流動負債合計		172,431	8.5	25,602	1.4	26,474	1.5	
II 固定負債								
新株予約権付社債		200,737		202,211		201,474		
退職給付引当金		3,290		88		123		
役員退職慰労引当金		291		245		280		
その他		38,223		—		—		
固定負債合計		242,542	11.9	202,545	11.2	201,878	11.1	
負債合計		414,974	20.4	228,148	12.6	228,352	12.6	

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
資本金		40,363	2.0	40,363	2.2	40,363	2.2
資本剰余金							
資本準備金		63,636		63,636		63,636	
その他資本剰余金		0		1		—	
資本剰余金合計		63,636	3.1	63,637	3.5	63,636	3.5
利益剰余金							
利益準備金		10,090		10,090		10,090	
その他利益剰余金							
配当準備積立金		280		—		280	
退職給与積立金		280		—		280	
研究基金		285		—		285	
特別割増償却積立金		3,613		—		—	
資産買換差益積立金		3,436		—		—	
別途積立金		1,428,305		1,458,305		1,428,305	
繰越利益剰余金		45,581		24,209		54,948	
利益剰余金合計		1,491,872	73.4	1,492,605	82.3	1,494,189	82.3
自己株式		△17,381	△0.9	△13,429	△0.7	△13,361	△0.7
株主資本合計		1,578,490	77.6	1,583,177	87.3	1,584,827	87.3
II 評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		40,357	2.0	1,430	0.1	2,111	0.1
III 新株予約権		—	—	458	0.0	—	—
純資産合計		1,618,847	79.6	1,585,066	87.4	1,586,939	87.4
負債及び純資産合計		2,033,822	100.0	1,813,214	100.0	1,815,292	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)			当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)			前事業年度 要約損益計算書 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
I 売上高		377,396			—			377,396		
1. 売上高										
2. 営業収益		—	377,396	100.0	5,286	5,286	100.0	7,248	384,644	100.0
II 売上原価			241,674	64.0		—	—		241,674	62.8
売上総利益			135,722	36.0		5,286	100.0		142,970	37.2
III 販売費及び一般管理費			53,785	14.3		2,065	39.1		54,962	14.3
IV 研究開発費			42,125	11.2		—	—		42,125	11.0
営業利益			39,810	10.5		3,221	60.9		45,882	11.9
V 営業外収益	※ 1		18,122	4.8		2,694	51.0		21,644	5.6
VI 営業外費用	※ 2		2,789	0.7		1,302	24.6		3,951	1.0
経常利益			55,143	14.6		4,613	87.3		63,575	16.5
VII 特別損失	※ 3		15,205	4.0		—	—		15,205	3.9
税引前中間(当期) 純利益			39,937	10.6		4,613	87.3		48,369	12.6
法人税、住民税 及び事業税			5,800	1.5		900	17.0		5,100	1.3
法人税等調整額			4,558	1.2		△1,092	△20.6		4,878	1.3
中間(当期)純利益			29,579	7.8		4,805	90.9		38,390	10.0

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本							評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備金	その他 利益 剰余金 (注1)				
平成18年3月31日残高 (百万円)	40,363	63,636	—	10,090	1,458,683	△16,780	1,555,993	49,817	1,605,810
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当(注2)					△6,378		△6,378		△6,378
役員賞与(注2)					△103		△103		△103
中間純利益					29,579		29,579		29,579
自己株式の取得						△602	△602		△602
自己株式の処分			0			2	2		2
その他有価証券評価差額金の 中間会計期間中の変動額 (純額)								△9,459	△9,459
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	0	—	23,098	△600	22,496	△9,459	13,037
平成18年9月30日残高 (百万円)	40,363	63,636	0	10,090	1,481,781	△17,381	1,578,490	40,357	1,618,847

(注1) その他利益剰余金の内訳

	配当準備 積立金	退職給与 積立金	研究基金	特別割増 償却積立金	資産買換 差益積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	その他利益 剰余金合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	280	280	285	3,411	3,601	1,398,305	52,521	1,458,683
中間会計期間中の変動額								
剰余金の配当(注2)							△6,378	△6,378
役員賞与(注2)							△103	△103
特別割増償却積立金の積立(注2)				1,852			△1,852	—
特別割増償却積立金の取崩(注2)				△950			950	—
特別割増償却積立金の取崩(注3)				△700			700	—
資産買換差益積立金の取崩(注2)					△109		109	—
資産買換差益積立金の取崩(注3)					△55		55	—
別途積立金の積立(注2)						30,000	△30,000	—
中間純利益							29,579	29,579
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	201	△164	30,000	△6,939	23,098
平成18年9月30日残高 (百万円)	280	280	285	3,613	3,436	1,428,305	45,581	1,481,781

(注2) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

(注3) 当中間会計期間に中間決算手続きとして行った取崩しであります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本							評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金(注1)					
平成19年3月31日残高 (百万円)	40,363	63,636	—	10,090	1,484,098	△13,361	1,584,827	2,111	—	1,586,939
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当					△6,389		△6,389			△6,389
中間純利益					4,805		4,805			4,805
自己株式の取得						△71	△71			△71
自己株式の処分			1			4	5			5
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額 (純額)								△681	458	△222
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	1	—	△1,583	△67	△1,650	△681	458	△1,873
平成19年9月30日残高 (百万円)	40,363	63,636	1	10,090	1,482,514	△13,429	1,583,177	1,430	458	1,585,066

(注) その他利益剰余金の内訳

	配当準備積立金	退職給与積立金	研究基金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計
平成19年3月31日残高 (百万円)	280	280	285	1,428,305	54,948	1,484,098
中間会計期間中の変動額						
剰余金の配当					△6,389	△6,389
配当準備積立金の取崩	△280				280	—
退職給与積立金の取崩		△280			280	—
研究基金の取崩			△285		285	—
別途積立金の積立				30,000	△30,000	—
中間純利益					4,805	4,805
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△280	△280	△285	30,000	△30,738	△1,583
平成19年9月30日残高 (百万円)	—	—	—	1,458,305	24,209	1,482,514

前事業年度の株主資本等変動計算書(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本						評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		資本 準備金	利益 準備金	その他 利益 剰余金 (注1)				
平成18年3月31日残高 (百万円)	40,363	63,636	10,090	1,458,683	△16,780	1,555,993	49,817	1,605,810
事業年度中の変動額								
剰余金の配当(注2)				△6,378		△6,378		△6,378
剰余金の配当(注3)				△6,376		△6,376		△6,376
役員賞与(注2)				△103		△103		△103
当期純利益				38,390		38,390		38,390
自己株式の取得					△711	△711		△711
自己株式の処分				△117	4,131	4,013		4,013
その他有価証券評価差額金の 事業年度中の変動額(純額)							△47,705	△47,705
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	25,414	3,419	28,834	△47,705	△18,871
平成19年3月31日残高 (百万円)	40,363	63,636	10,090	1,484,098	△13,361	1,584,827	2,111	1,586,939

(注1) その他利益剰余金の内訳

	配当準備 積立金	退職給与 積立金	研究基金	特別割増 償却積立金	資産買換 差益積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	その他利益 剰余金合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	280	280	285	3,411	3,601	1,398,305	52,521	1,458,683
事業年度中の変動額								
剰余金の配当(注2)							△6,378	△6,378
剰余金の配当(注3)							△6,376	△6,376
役員賞与(注2)							△103	△103
特別割増償却積立金の積立(注2)				1,852			△1,852	—
特別割増償却積立金の取崩(注2)				△950			950	—
特別割増償却積立金の取崩(注4)				△4,314			4,314	—
資産買換差益積立金の取崩(注2)					△109		109	—
資産買換差益積立金の取崩(注4)					△3,491		3,491	—
別途積立金の積立(注2)						30,000	△30,000	—
当期純利益							38,390	38,390
自己株式の処分							△117	△117
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	△3,411	△3,601	30,000	2,427	25,414
平成19年3月31日残高 (百万円)	280	280	285	—	—	1,428,305	54,948	1,484,098

(注2) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

(注3) 当事業年度の中間配当であります。

(注4) 当事業年度に決算手続きとして行った取崩しであります。

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。	該当事項はありません。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 棚卸資産 製品、半製品、仕掛品、補助原料、貯蔵品 ……移動平均法による低価法 半製品及び仕掛品工程中の硝酸銀 ……後入先出法による低価法 主要原材料 ……後入先出法による低価法</p> <p>(2) 有価証券 子会社及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの ……市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの ……移動平均法による原価法</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) —</p> <p>(2) 有価証券 子会社及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの ……中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの ……移動平均法による原価法</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) —</p> <p>(2) 有価証券 子会社及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの ……期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの ……移動平均法による原価法</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法(但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(付属設備を除く)については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 2～50年 機械装置 2～17年 工具器具備品 2～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、市場販売目的のソフトウェア、自社利用ソフトウェアについては、それぞれ販売可能有効期間(3年)、利用可能期間(5年)に基づいております。</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(付属設備を除く)については、定額法を採用しております。 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響額はそれぞれ軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数については、利用可能期間(5年)に基づいております。</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(付属設備を除く)については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 製品保証引当金 製品販売後の無償サービス費用の支出に備えるため、売上高を基準として過去の実績に基づき計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員及び執行役員の退職給付に備えるため設定しております。従業員については、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。 執行役員分は、執行役員の内規に基づく当中間期末要支給額が残高となるよう計上しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職金の支給に充てるため、役員の内規に基づく当中間期末要支給額が残高となるよう計上しております。</p>	<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) —</p> <p>(3) 退職給付引当金 執行役員の退職給付に備えるため、執行役員の内規に基づく当中間期末要支給額が残高となるよう計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) —</p> <p>(3) 退職給付引当金 執行役員の退職給付に備えるため、執行役員の内規に基づく当期末要支給額が残高となるよう計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職金の支給に充てるため、役員の内規に基づく当期末要支給額が残高となるよう計上しております。</p>

<p style="text-align: center;">前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
<p>4 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として認識しております。</p> <p>5 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>6 ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用することとしております。 なお、通貨スワップについてヘッジ会計の振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについてヘッジ会計の特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用することとしております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ・ヘッジ手段 デリバティブ取引(金利通貨スワップ取引) ・ヘッジ対象 子会社への外貨建貸付金</p> <p>(3) ヘッジ方針 主として為替リスク・金利変動リスクをヘッジする目的で、外貨建貸付金の範囲内において、社内規程に基づく決裁を経て実施することとしております。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行うこととしております。 但し、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。</p>	<p>4 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>5 —</p> <p>6 —</p>	<p>4 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として認識しております。</p> <p>5 —</p> <p>6 —</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等と仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「その他」に含めて表示しております。	7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の処理方法 同左	7 その他財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

会計処理の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(役員賞与に係る会計基準) 当中間会計期間から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ51百万円減少しております。	—	(役員賞与に係る会計基準) 当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。 なお、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響額は軽微であります。
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は、1,618,847百万円であります。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。	—	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は、1,586,939百万円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>—————</p>	<p>(中間貸借対照表) 従来「現金及び預金」に含めておりました譲渡性預金は、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成19年7月4日)において有価証券として取り扱うこととされたため、当中間会計期間より「有価証券」として表示しております。なお、譲渡性預金の残高は、前中間会計期間末115,800百万円、当中間会計期間末78,400百万円であります。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 745,520百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 236百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 65百万円
※2 担保資産 (1) 担保に供している資産 工場財団 建物 30,080百万円 機械装置 24,376 その他の有形固定資産 14,557 計 69,014百万円	※2 —	※2 —
(2) 上記担保資産が供されている 債務 工場財団 なし		
※3 土地圧縮記帳額 500百万円	※3 —	※3 —
※4 中間期末満期手形 中間期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間期末日満期手形が中間期末残高に含まれております。 受取手形 327百万円	※4 —	※4 —

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)								
※ 偶発債務 債務保証 銀行借入等についての保証(保証類似行為を含む)を行っております。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">保証先</th> <th style="width: 30%;">保証額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Fuji Photo Film Finance U. S. A., Inc.</td> <td style="text-align: center;">2,829</td> </tr> <tr> <td>従業員(住宅資金)</td> <td style="text-align: center;">12,365</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">15,195</td> </tr> </tbody> </table> うち外貨保証債務等 US. \$ 24,000千 2,829百万円	保証先	保証額 (百万円)	Fuji Photo Film Finance U. S. A., Inc.	2,829	従業員(住宅資金)	12,365	計	15,195	—	—
保証先	保証額 (百万円)									
Fuji Photo Film Finance U. S. A., Inc.	2,829									
従業員(住宅資金)	12,365									
計	15,195									
※ 受取手形割引高 輸出荷為替手形割引高 7,445百万円	—	—								

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※ 1 営業外収益のうち重要なもの 受取利息 2,179百万円 受取配当金 12,704百万円 為替差益 2,624百万円	※ 1 営業外収益のうち重要なもの 受取利息 2,146百万円 為替差益 441百万円	※ 1 営業外収益のうち重要なもの 受取利息 3,412百万円 受取配当金 14,348百万円 為替差益 3,252百万円
※ 2 —	※ 2 営業外費用のうち重要なもの 社債利息 1,251百万円	※ 2 —
※ 3 特別損失のうち重要なもの 構造改革費用 12,824百万円 主としてイメージング事業の 構造改革に伴う希望退職加算 金及び設備廃棄費用等の費用 を計上しております。	※ 3 —	※ 3 特別損失のうち重要なもの 構造改革費用 12,824百万円 主としてイメージング事業の 構造改革に伴う希望退職加算 金及び設備廃棄費用等の費用 を計上しております。
※ 減価償却実施額 有形固定資産 28,392百万円 無形固定資産 7,199百万円	※ 減価償却実施額 有形固定資産 172百万円 無形固定資産 67百万円	※ 減価償却実施額 有形固定資産 28,457百万円 無形固定資産 7,264百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式(注)	4,359,732	156,051	565	4,515,218

(注)1 普通株式の自己株式の株式数の増加156,051株の内訳は、次のとおりであります。

- (1) 旧商法第374条の3第1項に基づく買取りによる増加 144,000株
(2) 単元未満株式の買取りによる増加 12,051株

(注)2 普通株式の自己株式の株式数の減少565株の内訳は、次のとおりであります。

- 単元未満株式の買増しによる減少 565株

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式(注)	3,465,659	13,874	1,072	3,478,461

(注)1 普通株式の自己株式の株式数の増加13,874株の内訳は、次のとおりであります。

- 単元未満株式の買取りによる増加 13,874株

(注)2 普通株式の自己株式の株式数の減少1,072株の内訳は、次のとおりであります。

- 単元未満株式の買増しによる減少 1,072株

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	4,359,732	179,077	1,073,150	3,465,659

(注)1 普通株式の自己株式の株式数の増加179,077株の内訳は、次のとおりであります。

- (1) 旧商法第374条の3第1項に基づく買取りによる増加 144,000株
(2) 単元未満株式の買取りによる増加 35,077株

(注)2 普通株式の自己株式の株式数の減少1,073,150株の内訳は、次のとおりであります。

- (1) 当社の連結子会社であるフジノン株式会社を株式交換により完全
子会社化したことによる減少 1,070,517株
(2) 単元未満株式の買増しによる減少 2,633株

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)																						
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="169 476 555 766"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>3,633</td> <td>912</td> <td>2,720</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産「その他」</td> <td>274</td> <td>152</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,908</td> <td>1,065</td> <td>2,842</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、有形固定資産の中間期末残高等に占める未経過リース料中間期末残高の割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>2 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table data-bbox="209 1072 555 1174"> <tr> <td>1年以内</td> <td>1,321百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>3,823</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,145百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、有形固定資産の中間期末残高等に占めるその割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>3 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <p>(1) 支払リース料 778百万円 (2) 減価償却費相当額 778百万円</p> <p>4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によりしております。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置	3,633	912	2,720	有形固定資産「その他」	274	152	121	合計	3,908	1,065	2,842	1年以内	1,321百万円	1年超	3,823	合計	5,145百万円	<p>該当事項はありません。</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>当事業年度末において、リース物件残高はありません。</p> <p>2 未経過リース料期末残高相当額</p> <p>当事業年度末において、未経過リース料はありません。</p> <p>3 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <p>(1) 支払リース料 778百万円 (2) 減価償却費相当額 778百万円</p> <p>4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によりしております。</p>
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																					
機械装置	3,633	912	2,720																					
有形固定資産「その他」	274	152	121																					
合計	3,908	1,065	2,842																					
1年以内	1,321百万円																							
1年超	3,823																							
合計	5,145百万円																							

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成18年 9月30日)、当中間会計期間末(平成19年 9月30日)及び前事業年度末(平成19年 3月31日)において、子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 458百万円

2. 当中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第1ノ1回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名及び富士フイルム株式会社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 78,000株
付与日	平成19年9月3日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	定めはありません
権利行使期間	自平成19年9月4日 至平成30年9月3日
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	4,904

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第1ノ2回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員11名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー19名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 137,600株
付与日	平成19年9月3日
権利確定条件	平成19年度連結営業利益2,000億円以上を達成する業績条件
対象勤務期間	定めはありません
権利行使期間	自平成19年9月4日 至平成30年9月3日
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	4,904

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第1ノ3回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役・執行役員11名、重要な使用人2名及び富士フイルム株式会社取締役・執行役員・フェロー22名、重要な使用人25名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 170,600株
付与日	平成19年9月3日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	定めはありません
権利行使期間	自平成21年7月28日 至平成29年7月27日
権利行使価格(円)	4,976
付与日における公正な評価単価(円)	1,404

(注) 株式数に換算して記載しております。

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
—	—	<p>(共通支配下の取引等の注記)</p> <p>1 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要</p> <p>(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容 富士フイルムホールディングス株式会社(旧会社名富士写真フイルム株式会社)が営んでいたすべての営業活動</p> <p>(2) 企業結合の法的形式 分社型新設分割</p> <p>(3) 結合後企業の名称 富士フイルム株式会社</p> <p>(4) 取引の目的を含む取引の概要 当社は、平成18年10月1日にグループ全体としての成長を見据えた新たな経営体制を確立することを目的に、会社分割を行い持株会社に移行いたしました。この会社分割により、当社が分割前に営んでいたすべての営業活動を新設分割設立会社の富士フイルム株式会社に承継いたしました。</p> <p>2 実施した会計処理の概要 本会社分割は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。</p>

(1株当たり情報)

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	3,173.52円	3,100.10円	3,104.58円
1株当たり中間(当期) 純利益	57.97円	9.40円	75.17円
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益	55.03円	9.40円	72.21円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益 (百万円)	29,579	4,805	38,390
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間 (当期)純利益(百万円)	29,579	4,805	38,390
普通株式の期中平均 株式数(千株)	510,249	511,152	510,664
潜在株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益			
中間(当期)純利益調整額 (社債利息(税額相当額控除後)) (百万円)	618	—	1,295
普通株式増加数 (新株予約権付社債) (新株予約権) (千株)	38,490 —	— 12	38,919 —
希薄化効果を有しない為、潜在株式 調整後1株当たり中間(当期)純利益 の算定に含めなかった潜在株式の概 要	—	ユーロ円建転換社債型新 株予約権付社債及び第1 ノ2回新株予約権 これらの詳細は、「第4 提出会社の状況 1株 式等の状況 (2)新株予 約権等の状況」に記載の とおりであります。	—

(重要な後発事象)

前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

自己株式の取得

- (1) 当社は、平成19年9月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

自己株式取得に関する取締役会の決議内容

- ① 自己株式の取得を行う理由

株主還元水準の向上及び資本効率の改善を図るとともに、将来の株式交換など機動的な資本政策を可能とするため。

- ② 取得する株式の種類

普通株式

- ③ 取得する株式の総数

2,700,000株(上限)

- ④ 取得する期間

平成19年10月1日から平成19年12月20日まで

- ⑤ 取得価額の総額

15,000百万円(上限)

- ⑥ 取得の方法

東京証券取引所における市場買付

なお、平成19年10月1日から平成19年10月15日(約定ベース)にかけて東京証券取引所において買受けた自己株式は、普通株式2,700,000株、取得価額の総額14,660百万円であります。

- (2) 当社は、平成19年11月9日開催の臨時取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

自己株式取得に関する取締役会の決議内容

- ① 自己株式の取得を行う理由

株主還元水準の向上及び資本効率の改善を図るとともに、将来の株式交換など機動的な資本政策を可能とするため。

- ② 取得する株式の種類

普通株式

- ③ 取得する株式の総数

4,000,000株(上限)

- ④ 取得する期間

平成19年11月12日から平成19年12月20日まで

- ⑤ 取得価額の総額

22,000百万円(上限)

- ⑥ 取得の方法

東京証券取引所における市場買付

なお、平成19年11月12日から平成19年11月29日(約定ベース)にかけて東京証券取引所において買受けた自己株式は、普通株式4,000,000株、取得価額の総額19,457百万円であります。

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 【その他】

中間配当

平成19年10月30日開催の取締役会において、第112期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)の中間配当を富士フィルムホールディングス株式会社定款第37条の規定に基づき、次のとおり行うことを決議しました。

- | | |
|-----------------------------|---------------------------------------|
| (1) 受領株主 | 平成19年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主 |
| (2) 支払請求権の効力発生日
並びに支払開始日 | 平成19年12月6日 |
| (3) 1株当たりの配当金 | 17円50銭 |
| (4) 中間配当金の総額 | 8,945百万円 |

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度 第111期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）平成19年6月29日
関東財務局長に提出
- (2) 有価証券報告書の訂正報告書
平成19年10月18日関東財務局長に提出
事業年度（第111期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。
- (3) 臨時報告書
証券取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成19年4月2日関東財務局長に提出
証券取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成19年7月27日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書の訂正報告書
平成19年9月3日関東財務局長に提出
平成19年7月27日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。
- (5) 訂正発行登録書
平成19年3月30日に提出した発行登録書の訂正発行登録書
平成19年4月2日関東財務局長に提出
平成19年6月29日関東財務局長に提出
平成19年7月27日関東財務局長に提出
平成19年9月3日関東財務局長に提出
平成19年10月18日関東財務局長に提出
- (6) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自平成19年9月1日 至平成19年9月30日）平成19年10月12日関東財務局長に提出
報告期間（自平成19年10月1日 至平成19年10月31日）平成19年11月14日関東財務局長に提出
報告期間（自平成19年11月1日 至平成19年11月30日）平成19年12月14日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月19日

富士フィルムホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 義孝 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 猪鼻 孝夫 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 治也 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中谷 喜彦 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている富士フィルムホールディングス株式会社（旧会社名 富士写真フィルム株式会社）の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結資本勘定計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（中間連結財務諸表注記2参照）に準拠して、富士フィルムホールディングス株式会社（旧会社名 富士写真フィルム株式会社）及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

富士フィルムホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	加藤義孝	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	猪鼻孝夫	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	荒尾泰則	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	中谷喜彦	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている富士フィルムホールディングス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結資本勘定計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(中間連結財務諸表注記2参照)に準拠して、富士フィルムホールディングス株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月19日

富士フィルムホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 義孝 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 猪鼻 孝夫 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 治也 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中谷 喜彦 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている富士フィルムホールディングス株式会社（旧会社名 富士写真フィルム株式会社）の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第111期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、富士フィルムホールディングス株式会社（旧会社名 富士写真フィルム株式会社）の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

富士フィルムホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 義孝 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 猪鼻 孝夫 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 荒尾 泰則 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中谷 喜彦 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている富士フィルムホールディングス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第112期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、富士フィルムホールディングス株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。